

市貝町子ども・子育て支援事業計画

(第3期 令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

市 貝 町

目 次

第1章 総論

第1節	子ども子育て家庭を取り巻く環境の変化と国の動向	2
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の策定体制	5

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状..... 7

第1節	地域における子どもと家庭の状況	8
(1)	総人口と年少人口の推移.....	8
(2)	年少人口比率の比較.....	8
(3)	出生数の推移.....	9
(4)	合計特殊出生率の推移	9
(5)	児童人口の推移	10
(6)	保育所・認定こども園の状況	11
(7)	放課後児童健全育成事業の状況.....	12
(8)	子育て支援センターの利用状況.....	13
第2節	ニーズ調査の概要.....	14
(1)	調査の目的	14
(2)	調査方法	14
(3)	調査期間	14
(4)	回収状況と回収率.....	14
(5)	調査結果	14

第3章 基本的な考え方 21

第1節	基本理念	22
第2節	基本目標	23
(1)	地域に必要なサービスの充実	23
(2)	町民参加による子育て支援	27
第3節	ライフステージに応じた課題の整理と支援.....	30
(1)	誕生（出産）	32
(2)	乳幼児期	32
(3)	小学生.....	32
(4)	中学生.....	32
(5)	進学・自立	32
(6)	結婚・妊娠	33

第4章 子ども・子育て支援事業計画 35

第1節 教育・保育に関する計画..... 36

- (1) 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容 38
- (2) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保..... 39
- (3) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策 39
- (4) 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する県との連携 39

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画 40

- (1) 区域 40
- (2) 事業一覧 40
- (3) 利用者支援に関する事業 41
- (4) 時間外保育事業（延長保育） 42
- (5) 子育て短期支援事業..... 43
- (6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 44
- (7) 一時預かり事業 45
- (8) 病児・病後児保育事業 47
- (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 48
- (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） 50
- (11) 妊婦健康診査..... 51
- (12) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 51
- (13) 養育支援訪問事業 52
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 53
- (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業..... 53
- (16) 妊婦等包括相談支援事業..... 53
- (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 54
- (18) 産後ケア事業..... 54

第3節 母子保健医療対策の充実..... 55

第1項 子どもや保護者の健康の確保 55

- (1) 妊娠期からの健康の確保と知識の普及啓発..... 55
- (2) 乳幼児健康診査・療育相談体制の充実 55
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲） 56
- (4) マタニティ講座（ママパパ学級）の充実 56

第2項 食育の推進 57

- (1) 食に関する学習機会の充実..... 57

第3項 学童期・思春期からの保健対策の推進 57

- (1) 性に関する正しい知識の普及 57
- (2) 思春期相談・教育体制の充実 58
- (3) 性感染症の学習の充実 58

第4項 小児医療の充実 59

(1) 小児医療の充実	59
(2) 周産期医療体制の充実	59
第5項 不妊に対する支援	60
(1) 不妊治療に対する支援	60
資 料 編	61
市貝町「子ども・子育て支援事業計画」自己点検に関わる基本的な考え方について	62
令和5年度「市貝町子ども・子育て支援事業計画」自己点検表	64
市貝町子ども・子育て会議条例	75
市貝町子ども・子育て会議委員名簿	76
市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱	77
市貝町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿	78
市貝町地域福祉総合計画策定委員会部会設置要領	79
子ども・子育て支援事業計画策定部会名簿	80
市貝町子ども・子育て支援事業計画策定経過	81

第 1 章 総論

第1節 子ども子育て家庭を取り巻く環境の変化と国の動向

核家族の進展や女性の社会進出の増加、ライフスタイルの変化、ICT などによる情報化の進展、いじめや虐待の問題、各地で報道されている子どもたちが巻き込まれる事件や事故、外国人の増加によるグローバル化など子どもや家庭を取り巻く環境は近年大きく変化しています。また、出生数の減少や平均寿命の延伸などにより少子高齢社会がますます進展する中で、大人と子どもが触れ合う場所や地域の方々との交流の機会が減少しています。社会的な孤立や子どもが貧困状態にあっても適切な支援につながっていない人も少なくありません。

国は平成2年の1.57ショックをきっかけに平成6年のエンゼルプラン、平成11年の新エンゼルプランで少子化の進展に歯止めをかけるために、仕事と子育ての両立支援や社会全体で子育てを支援していくこと、家庭や子育てに夢や希望を持つことができるような社会にするための基本的な方向を定めました。平成16年、平成27年の少子化社会大綱は「子どもを産み育てることに喜びを感じることでできる社会」の実現に向けた目指すべき社会の姿を提示し、自治体に対し効果的に施策を展開することを求めました。また、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法により総合的な子ども・若者支援のための施策を推進することとされました。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連三法」は、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」で構成され、子育て支援サービス等の利用状況、今後の利用希望などに関する町民のニーズを調査し、幼児教育、保育や子育て支援の充実を計画的に実施することを求め、平成27年度より「子ども・子育て支援制度」が施行されました。

平成25年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定、令和元年6月には一部が改正され、子どもの「将来」だけではなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。

平成28年には教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」が施行され、6月には児童福祉法が改正され、子どもの権利の保障を明確にし、虐待の予防と発生への迅速的確な対応などが求められています。子どもは一人の人間としていかなる差別も受けることなくその尊厳と権利が尊重され、また社会の一員として成長に応じた責任を果たすことも同時に求められています。

平成29年8月には新しい社会的養育ビジョンも取りまとめられ、自治体には子ども家庭支援体制の構築が求められ、令和元年6月の児童虐待防止法の改正では、親・親権者の体罰が禁止されました。

令和5年には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める我が国初の「こども大綱」を閣議決定されました。

市貝町でも、少子高齢社会の進展の中で全国一律の施策ではなく、地域住民、とりわけ保護者、事業者とともに、子ども子育て支援事業計画を策定し子ども子育ての施策に取り組むことが重要です。

「市貝町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づき定めるものです。

本町では、平成22年3月に「市貝町次世代育成支援対策行動計画」を策定、平成27年3月には「市貝町子ども子育て支援事業計画」を策定し様々なサービスや子育て支援施策を展開してきました。

また、平成27年3月には福祉に関するニーズや施策を、高齢・障害・子ども等の各領域に分断せずに総合的に取り扱うため、「市貝町地域福祉総合計画」を策定し、令和2年3月に第2期計画を策定しました。基本理念は以下の通りです。

「みんなで支えあい地域のかでつくる人にやさしいまちいちかい」

本計画は、子ども・子育て支援新制度に沿った事業内容を盛り込み、また同時に「市貝町地域福祉総合計画」との整合性を図りながら、子どもに関する施策を総合的に展開するため、「市貝町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」として策定しています。

第2節 計画の位置づけ

- (1) 本町の全体計画である「市貝町第6次振興計画」、福祉に関する「市貝町地域福祉総合計画」を上位計画として、子ども分野の計画とします。
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」です。
- (3) 次世代育成支援対策推進法第8条1項に基づく市町村が定める行動計画を含んでいます。
- (4) 児童福祉法第56条の8第1項に基づく、市町村が定める保育計画を含んでいます。
- (5) 「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく区市町村が策定する母子保健計画を含みます。
- (6) 「市貝町障害者福祉計画」、「市貝町高齢者総合保健福祉計画」「栃木県子ども・子育て支援プラン」との整合性を図っています。

第3節 計画の期間

子ども・子育て支援法では、5ヶ年を1期とする事業計画を定めています。平成27年度に「市貝町子ども子育て支援事業計画（第1期）」、令和2年度からは「市貝町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」として策定しました。

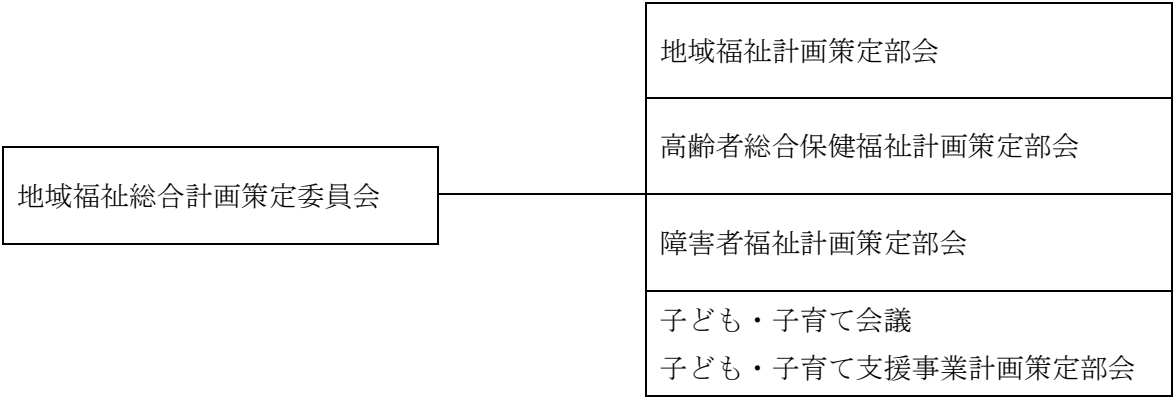
一方、「市貝町地域福祉総合計画（第2期）」は、令和3年度から令和8年度までの6ヶ年を基本として「市貝町振興計画」との整合性を図っています。ただし、今後の施策の動向や社会経済上の変化等により必要に応じた見直しを行います。

年度 計画の名称	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
市貝町振興計画	第6期 （後期）	第7期（前期）			第7期（後期）		
市貝町地域福祉総合計画	第2期（後期）		第3期（前期）			第3期（後期）	
市貝町高齢者総合保健福祉計画	第9期		第10期			第11期	
市貝町障害者福祉計画	第7期		第8期			第9期	
市貝町子ども・子育て支援事業計画	第3期					第4期	
地域福祉活動計画※1	第2期		第3期				

※1 地域福祉活動計画は、市貝町社会福祉協議会が策定

第4節 計画の策定体制

この計画は、学識経験者、各種団体の代表、社会福祉活動従事者及び公募委員で構成される全体的な組織である地域福祉総合計画策定委員会と、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置し、子育て当事者、子育て支援当事者、学識経験者等からなる「市貝町子ども・子育て会議」において審議検討を行いました。



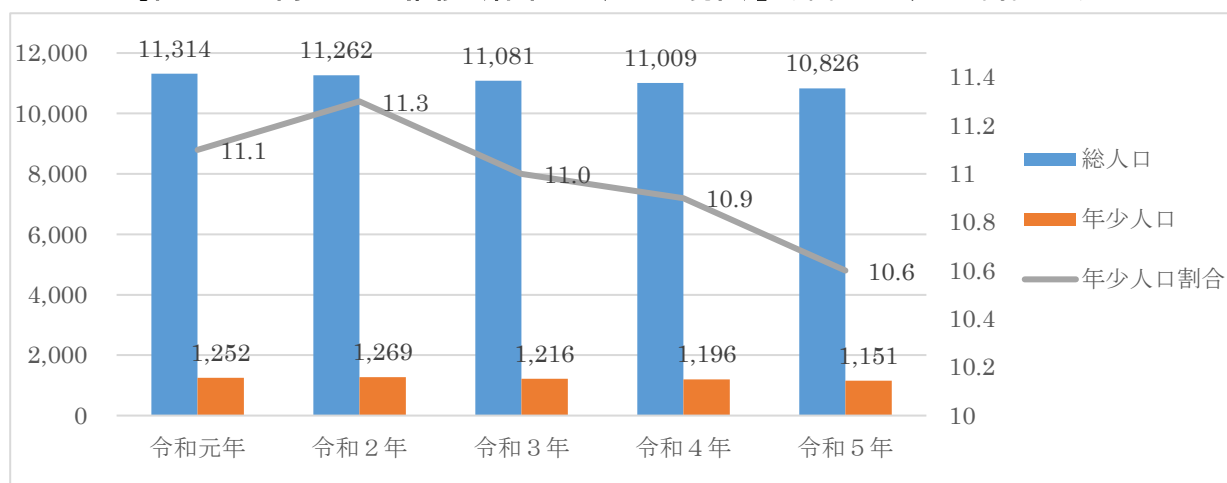
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

第1節 地域における子どもと家庭の状況

(1) 総人口と年少人口の推移

本町の総人口は、平成7年から緩やかな減少傾向が続いていましたが、平成27年にいったん増加したものの、再び翌年からゆるやかに減少しています。15歳未満の年少人口も平成7年を境にゆるやかな減少傾向にありましたが、コロナ禍の令和3年から一層加速度的に減少しております。

【総人口と年少人口の推移（各年10月1日現在）】（単位：人、人口割合 %）



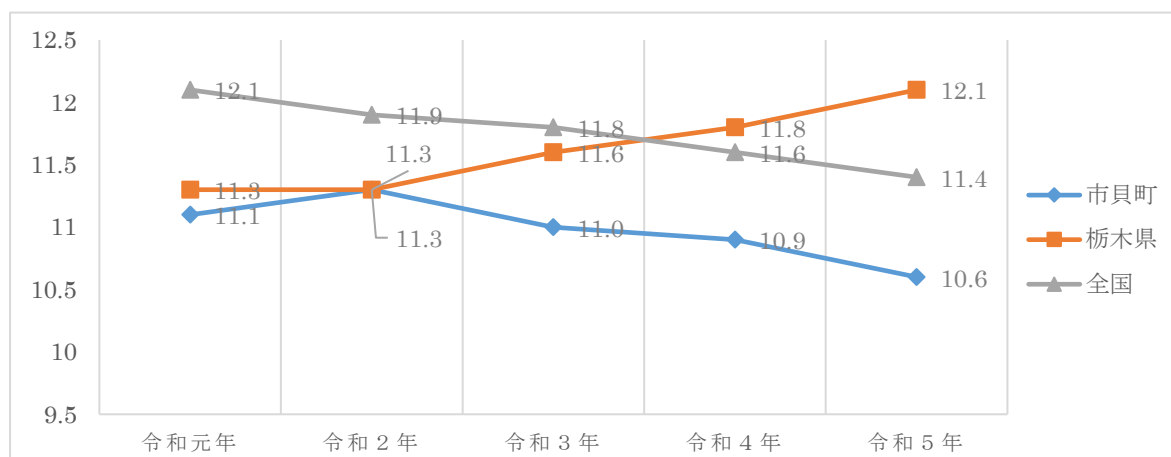
資料：国勢調査・栃木県毎月人口調査

(2) 年少人口比率の比較

本町の15歳未満の子どもの人口（年少人口）比率は、全国及び栃木県と同様に昭和60年頃から減少に転じ、全国・栃木県を下回る状況が続いています。また、コロナ禍にあった令和3年以降さらに大きく減少しています。

【年少人口比率の比較（各年10月1日現在）】

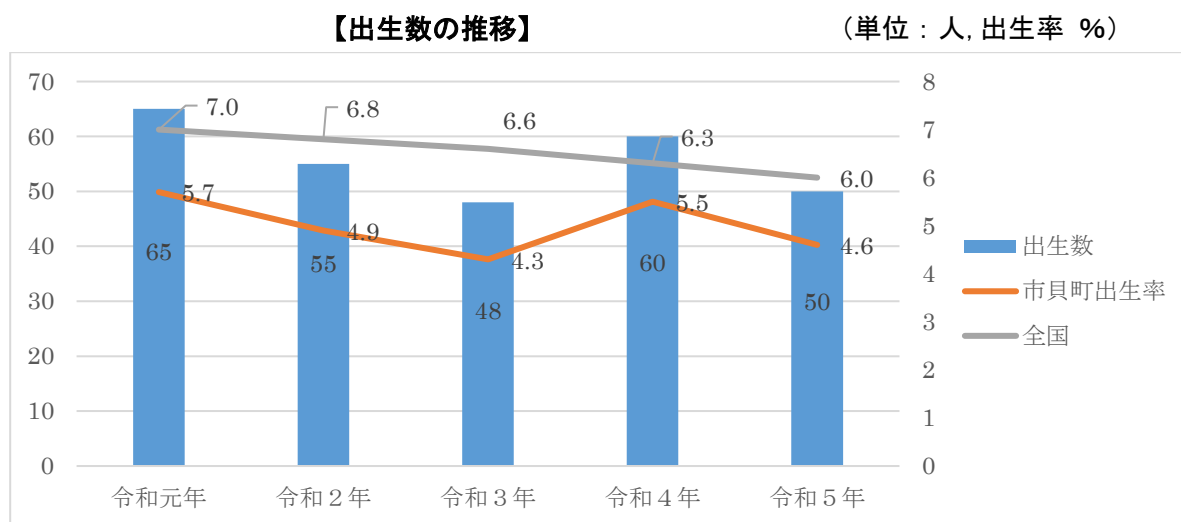
（単位：%）



資料：国勢調査・栃木県毎月人口調査

(3) 出生数の推移

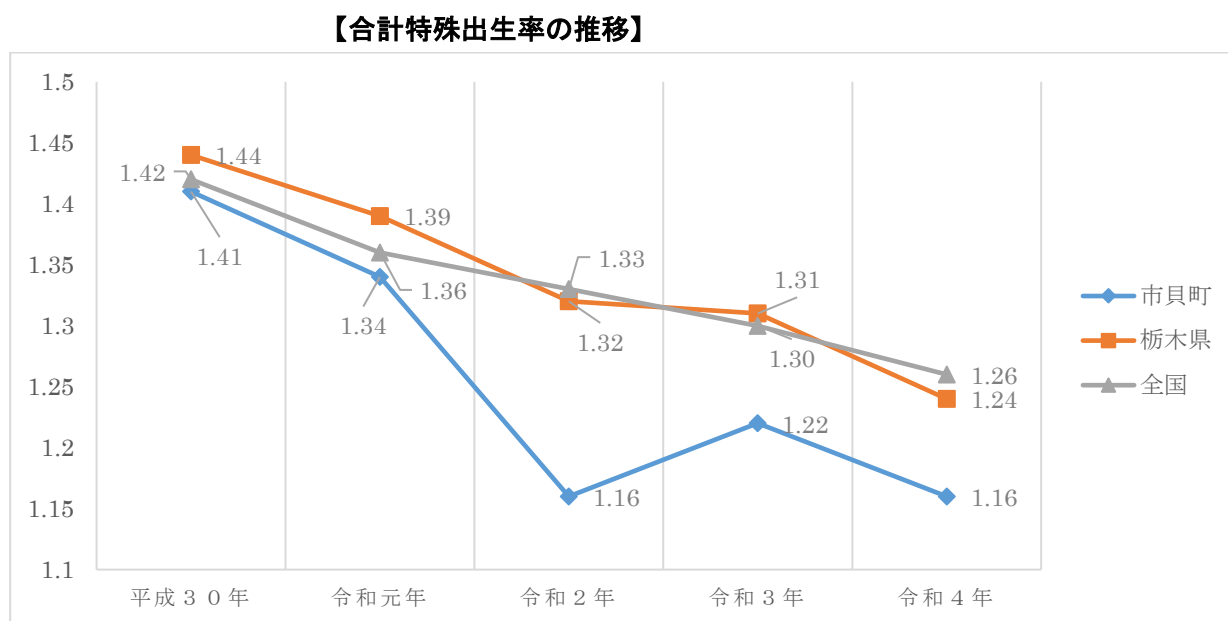
出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら徐々に減少していましたが、コロナ禍の令和3年に大きく減少し、令和4年に一度増加に転じたものの、令和5年には再び減少しており、出生率は全国よりも低い値となっています。



資料：栃木県保健統計年報 ※出生率＝年間出生数÷総人口×1000（人口千人当たり）

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成30年から一貫して県・全国より低い状況にあり、令和2年と令和5年には1.16まで低下しています。



資料：人口動態統計

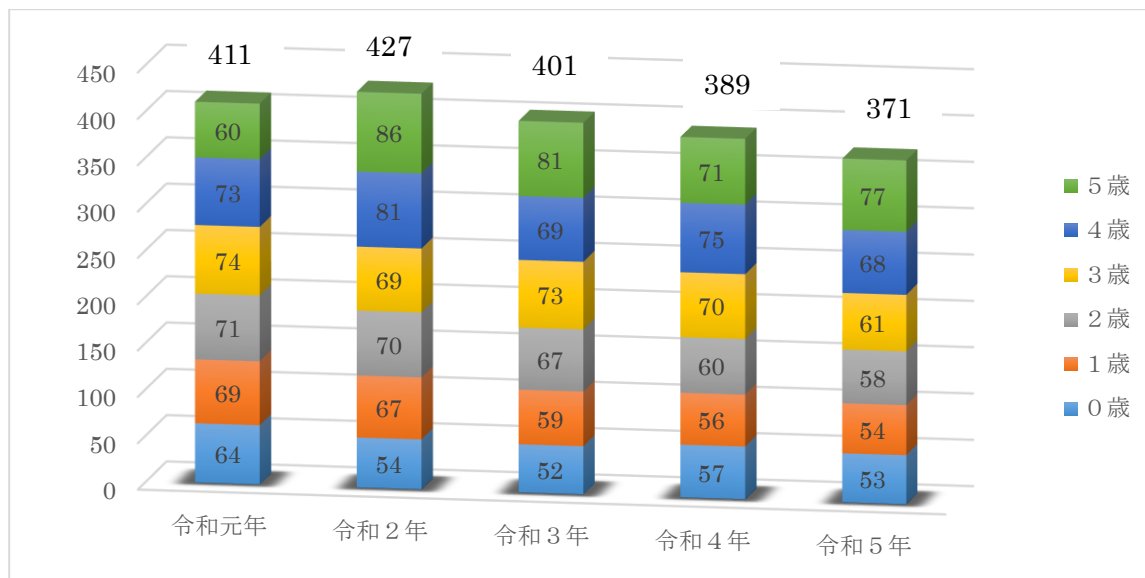
※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

(5) 児童人口の推移

① 0～5歳人口の推移

0歳から5歳人口の推移をみると、令和元年では411人であった児童数は減少傾向に歯止めがかからず、令和5年では371人となりこの5年間で40人減少しています。

【0～5歳人口の推移（各年10月1日現在）】（単位：人）

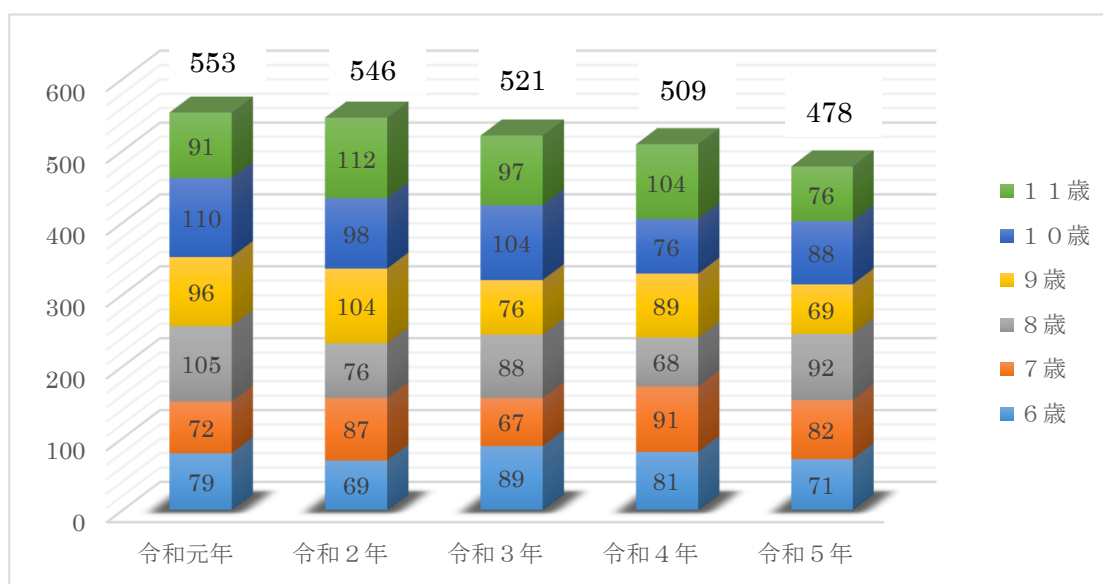


資料：栃木県毎月人口調査（年齢別人口調査結果）

② 6～11歳人口の推移

6歳から11歳までの人口の推移をみると、令和元年では553人であった児童数は減少傾向に歯止めがかからず、令和5年では478人となり5年間で75人減少しています。

【6～11歳人口の推移（各年10月1日現在）】（単位：人）



資料：栃木県毎月人口調査（年齢別人口調査結果）

(6) 保育所・認定こども園の状況

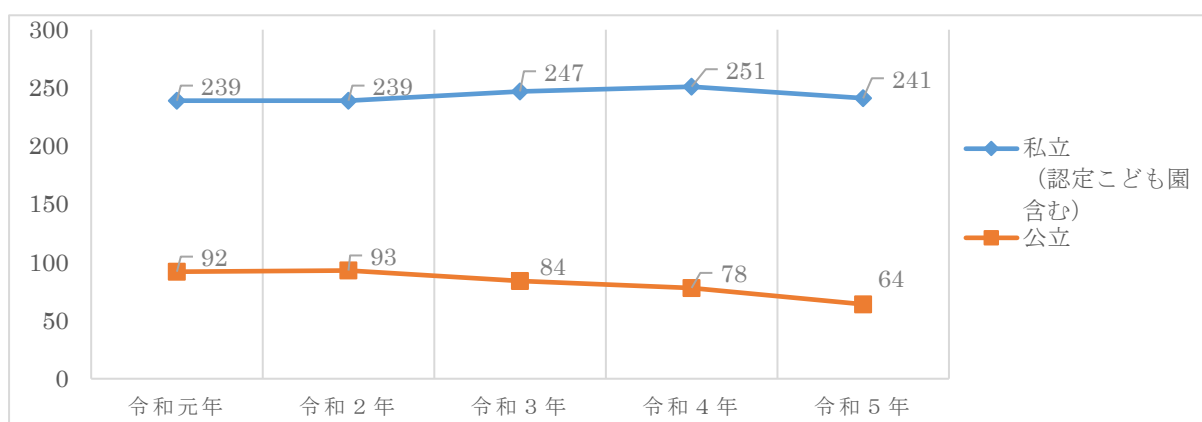
① 保育所（園）の利用児童数の推移

当初は公立保育所の利用人数が私立を上回っていましたが、平成20年4月に赤羽保育所を民営化、平成22年4月にはかみねの森保育園を認可、令和6年4月に杉山保育所を民営化するなど、私立の保育施設が増えています。平成26年4月1日現在公私立合わせて271人の児童が町内及び町外の保育所（園）・幼稚園を利用していましたが。平成27年度には認定こども園が開設し、平成30年4月1日の利用人数は334人となりました。

以降は、令和4年まで330名前後で推移してきましたが、令和5年4月1日現在で305名と減少に転じております。

【保育所（園）の利用児童数の推移】（各年4月1日現在）

（単位：人）



② 保育所（園）・認定こども園の特別保育の現状

本町には、公立保育所が1か所、私立保育園が認定こども園を含めて4か所あり、多様なニーズに対応するため、各保育所（園）・認定こども園において以下の表のとおり特別保育を実施しています。

【保育所（園）・認定こども園の特別保育の現状（令和6年4月1日現在）】

番号	種別	施設名	定員（人）	保育サービスの状況							
				入所月齢	障害児保育	医ケア児保育	病児保育	延長保育	休日保育	夜間保育	一時保育
1	公	市塙保育所	80	2か月	●	●		●			●
2	私	すぎやまてらす保育園	20	2か月	●			●			
3	私	赤羽認定こども園	98	2か月	●			●	●		●
4	私	かみねの森認定こども園	75	2か月	●			●			●
5	私	認定こども園 市貝たいよう幼稚園	125	2か月	●			●			●

(7) 放課後児童健全育成事業の状況

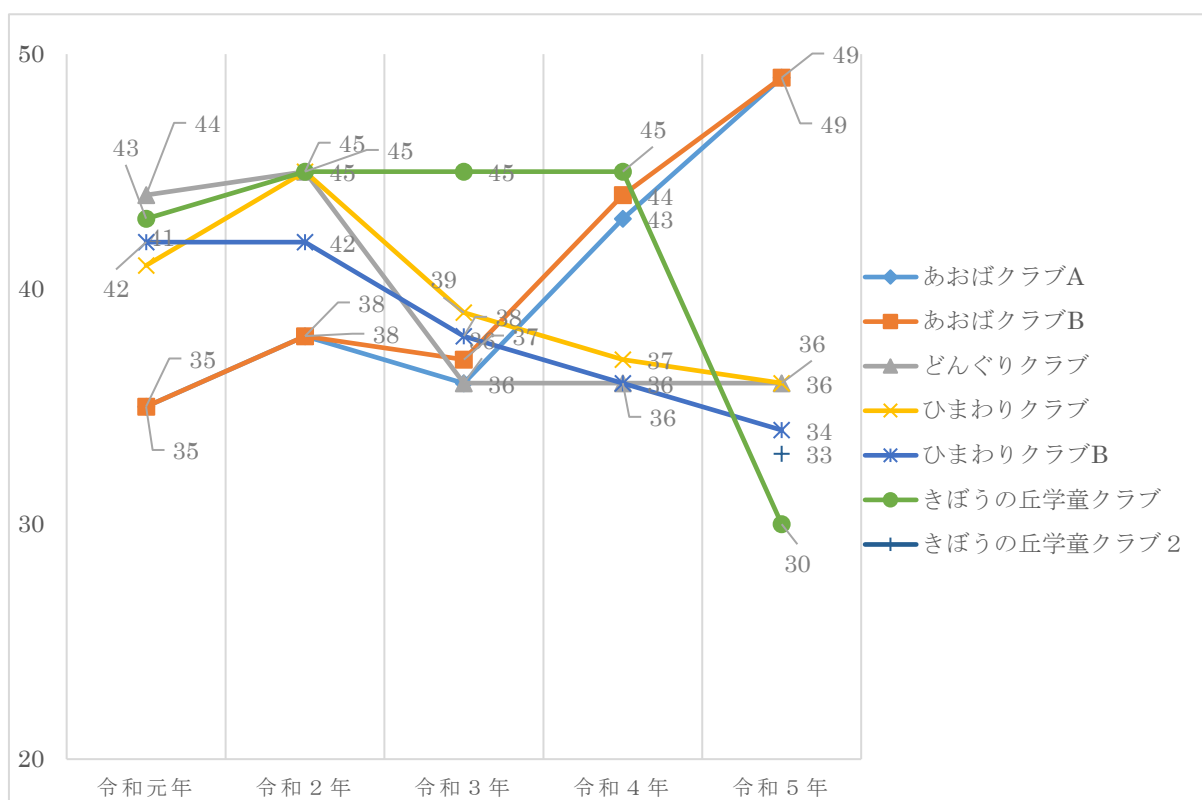
放課後児童健全育成事業とは、日中保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

本町では平成22年度から対象児童を小学校6年生までに拡大しております。平成26年度から小貝小学校の児童を対象としたきぼうの丘学童クラブを開設するなど、支援単位を増やししながら推移しており、令和6年4月現在では3クラブ8支援単位で実施を委託しております。

児童総数は減少する中、保護者の就労形態の変化から学童保育の需要は大きく令和5年には267名に達しております。

【学童保育の利用児童数の推移（各年4月1日現在）】

（単位：人）



(8) 子育て支援センターの利用状況

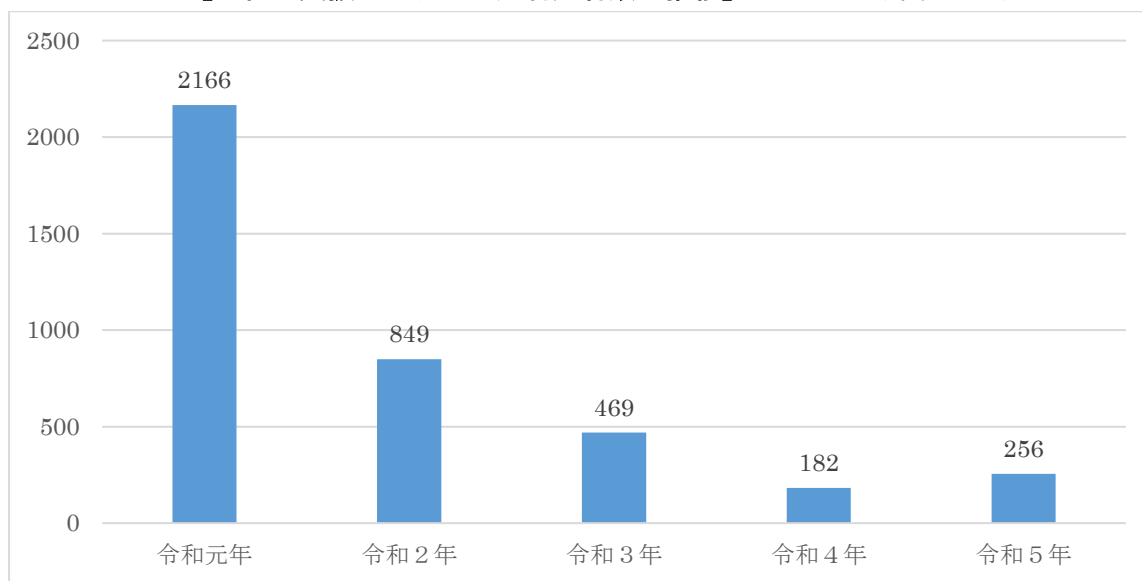
子育て中の母親などが、気軽に集まって仲間づくりをしたり、育児不安について相談する場として、市塙保育所内に地域子育て支援センターこあらぐみを開設しています。

子育て不安などに対応するため、相談、情報提供、各種講座などを行うとともに、関係機関と連携し、適切なサービスにつなげています。

令和元年には年間延べ 2,000 名を超える利用がありましたが、コロナ禍の影響から令和 2 年以降大きく利用者が減少しております。

【子育て支援センターの延利用者数の推移】

(単位：人)



第2節 ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

計画の策定にあたっては地域の人口構造や産業構造等の地域特性や教育・保育及び各種子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて策定することとされています。

そのため、本町では保護者の教育・保育および各種子ども・子育て支援事業に対する利用希望（量の見込み）を的確に把握し、これに対応することができる受け皿の確保（確保方策）を適切に計画に盛り込むためにニーズ調査を行いました。

(2) 調査方法

本町に住む未就学児童を持つ保護者280名を対象に、保育所（園）・認定こども園に通所している児童については施設を通して、また、施設に通っていない児童及び町外の施設に通所している児童については、郵送により配布・回収を行いました。なお、未就学児童が複数いる場合には、未就学児童のうち最年長の者を調査対象としました。

(3) 調査期間

調査を実施したのは令和6年5月13日から5月31日までです。

(4) 回収状況と回収率

182名から回答をいただき、回収率は65%でした。

(5) 調査結果

調査はお住まいの地域、家族の状況、保護者の就労、教育・保育の利用状況、地域の子育て支援事業の利用状況、育児休業や短時間勤務制度などの利用状況、子育てに関する困りごとなど全34問にわたって伺いました。回答方法は複数の選択肢の中から1つ、もしくは複数個選ぶ方式としました。

以下、項目ごとに取りまとめた結果をご紹介します。

①お住まいの地域について

- ・お住まいの地区では（問1）「市塙地区」が36.3%、「赤羽地区」24.7%でこの二つの地区で61%を占め次に「椎谷・文谷・田野辺地区」の19.8%が続いています。

②あて名のお子さんご家族の状況について

- ・対象となる子どもの年齢（問2）は、「3歳以上」が72.3%と多数を占め、兄弟の数（問3）は「2人」が45.9%、「1人」は33.6%となっています。
- ・前回と比較すると兄弟の数「2人」が7ポイント低下し「1人」が7.7ポイント上昇しています。
- ・配偶者関係（問5）では「配偶者がいる」92.3%、「いない」7.1%となっており、前回と比較すると「配偶者がいる」が2.4ポイント上昇し、「いない」が2.3ポイント低下しています。
- ・子育てを主に行っている（問6）のは、「父母ともに」62.1%、「主に母親」36.8%の両回答で98.9%を占める結果となっています。
- ・前回と比較すると「父母ともに」が3.5ポイント上昇し、「主に母親」が2.6ポイント減少し、父親が母親と一緒に子育てに参加している状況が増えたことがうかがえます。

③子どもの育ちをめぐる環境について

- ・子育てに影響すると思われる環境（問8）は「家庭」が96.2%で最も多く、次いで「認定子ども園」57.1%、「保育所」23.1%となっています。
- ・日頃、子どもを預かってもらえる人の有無（問9）について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」57.7%が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」37.9%となっています。
- ・祖父母等の親族に預かってもらう際の状況（問9-1）について、「心配することなく、安心して見てもらえる」77.5%が最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」18.8%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」16.9%となっています。
- ・友人や知人に預かってもらう際の状況（問9-2）についても同様に、「心配することなく、安心して見てもらえる」60%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」40%となっています。
- ・気軽に相談できる人（問10）は、「いる/ある」が91.2%と多数を占め、相談相手（問10-1）は多い順に「配偶者や祖父母等の親族」91.6%、「友人や知人」65.1%となっています。
- ・子育てをする上でのサポート（問11）については、51人が意見（自由筆記）を寄せており、“病気や緊急時の子どもの預かり”や“公園や子どもの遊び場”、“子育てに関する情報提供や相談等の体制”、“児童手当など金銭的な支援”などの意見が寄せられています。

④保護者の就労状況について

- ・母親の現在の就労状況（問12(1)）は、「フルタイムで就業している」39.0%が最も多く、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中

ではない」34.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」20.3%と続きます。

- ・前回と比較すると「フルタイムで就業している」が3.4ポイント低下していますが、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が6ポイント、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が3.1ポイント上昇しています。
- ・父親の現在の就労状況（問12(2)）は、「フルタイムで就業している」89%が多数を占めています。
- ・現在パート・アルバイト等の母親の就労希望（問13(1)）は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が42.2%で、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがない」は29.7%、「実現できる見込みがある」は4.7%となっています。
- ・現在は働いていない母親の就労希望（問14(1)）は「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」37.8%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」「子育てや家事などに専念したい」がそれぞれ29.7%でした。

⑤定期的な教育・保育事業の利用状況について

- ・利用している事業（問15-1）は「認定こども園」が69.5%と最も多く、次いで「認可保育所」21.4%となっています。
- ・利用状況（問15-2）は、平均で1週あたり5.1日、1日あたり8.5時間であり、利用希望では1週あたり5.1日で変わらないが、1日あたりは8.9時間となっています。
- ・利用している教育・保育事業の実施場所（問15-3）は市貝町内が90.3%を占めています。
- ・利用している理由（問15-4）は、「子育てをしている方が現在就労している」88.3%、「子どもの教育や発達のため」65.6%となっています。
- ・「子育てをしている方が現在就労している」は前回より3.9ポイント上昇しており、ここからも母親の就労が増えていることがうかがえます。
- ・利用していない理由（問15-5）は、「子どもがまだ小さいため」55.6%、「利用する必要がない」51.9%となっています。
- ・定期的に利用したいと考える事業（問16）は「認定こども園」72%、「認可保育所」30.8%、「幼稚園」20.3%、「幼稚園の預かり保育」14.3%となっています。

⑥地域の子育て支援事業の利用状況について

- ・地域子育て支援拠点事業の利用（問17）は「利用していない」が91.8%と多数を占めています。
- ・今後の利用回数（問18）は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が69.8%と最も多くなっています。
- ・事業の認知度等（問19）では、「乳幼児健康診査・相談事業」は認知度、利用度ともに80%以上、「こんにちは赤ちゃん事業」は認知度、利用度ともに60%以上と高い比率を占めていますが、他の事業の利用状況はいずれも半数未満となっています。

⑦土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

- ・土曜日の保育事業の利用希望（問 20(1)）は「利用する必要はない」72.5%、「月に1～2回は利用したい」19.8%となっています。
- ・日曜・祝日の保育事業の利用希望（問 20(2)）は「利用する必要はない」81.9%、「月に1～2回は利用したい」13.2%となっています。
- ・幼稚園利用者における長期休暇中の教育・保育事業の利用希望（問 21）は「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」40%、「利用する必要はない」30%「休みの期間中、週に数日利用したい」10%、となっています。

⑧病気の際の対応について

- ・病気やケガの際に通常の事業が利用できないこと（問 22）が「あった」80.5%、「なかった」16.9%となっています。
- ・病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法（問 22-1）は「母親が休んだ」83.9%、「親族・知人に見てもらった」31.5%、「父親が休んだ」31.5%となっています。
- ・病児・病後児のための保育施設等の利用（問 22-2）について、「利用したいと思わない」57.3%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」42.7%となっており「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は前回と比較して8.6ポイント上昇しています。

⑨不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

- ・私用等のため不定期で利用している事業について（問 23）は、「利用していない」89.6%が多数を占めています。利用している事業としては「幼稚園の預かり保育」7.1%、「一時預かり」1.1%となっています。
- ・利用していない理由（問 23-1）は、「特に利用する必要がない」80.4%が多数を占める他、「事業の利用方法がわからない」19%、「利用料がわからない」14.1%、「事業の対象者になるかどうかわからない」13.5%、「利用料がかかる・たかい」12.9%が続いています。前回と比較して「事業の利用方法がわからない」が2.5ポイント上昇しています。
- ・今後の利用意向について（問 24）は、「利用したい」は30.2%であり、年間の利用希望日数（平均）は13.79日、子どもを預ける場合の事業形態（問 24-1）は「大規模施設で子どもを保育する事業」が81.8%を占めています。
- ・この1年間に泊りがけで子どもを預けること（問 25）は、「あった」は9.3%であり、年間日数（平均）は3.5日、預け先としては「親族・知人にみてもらった」94.1%が多数となっています。

⑩小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上児を対象）

- ・小学校低学年の放課後を過ごす場所（問 26）は「放課後児童クラブ（学童保育）」が37.6%で最も多く、次いで「自宅」16.8%、「習い事」、10.9%となっています。
- ・小学校高学年の放課後を過ごす場所（問 27）は「自宅」30.7%が最も多く、次いで「放課後

児童クラブ（学童保育）」25.7%、「習い事」23.8%、と続いています。

- ・放課後学童クラブの土曜日の利用（問 28-1）は「利用する必要は無い」75%、「高学年になっても利用したい」12.5%、「低学年の間は利用したい」10%となっています。
- ・日曜・祝日（問 28-2）については「利用する必要はない」82.5%、「低学年の間は利用したい」5.0%、「高学年になっても利用したい」7.5%となっています。
- ・夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中について（問 29）は「低学年の間は利用したい」が14.9%「高学年になっても利用したい」が24.8%、「利用する必要は無い」は12.9%で、長期の休暇期間中についての「利用する必要は無い」は土曜日、日曜・祝日と比較して60ポイント以上低く、長期休暇期間中の利用希望が高いことがうかがえます。

⑪育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

- ・育児休業の取得（問 30）について、「取得した（取得中である）」は母親が50%、父親が18.1%となっており、前回と比較すると母親は4.2ポイント、父親15.4ポイント上昇しています。
- ・取得していない方の理由としては、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が40.7%と最も多い回答でした。父親は「仕事が忙しかった」32.1%、「収入減となり経済的に苦しくなる」30.5%、「配偶者が育児休業制度を利用した」27.5%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」26.7%、「職場に育児休業制度を取りにくい雰囲気があった」25.2%と続いています。
- ・育児休業後職場に復帰したか（問 30-2）は「復帰した」が母親87.9%、父親93.9%でした。
- ・復帰したタイミング（問 30-3）は「年度初めの保育所入所に合わせたタイミング」が母親40%、父親3.2%「それ以外」が母親57.5%、父親93.5%となっています。

⑫子育てに関する困りごとなどについて

- ・本町の子育て環境や支援への満足度について（問 31）、満足度が低い「1」は5.5%、「2」は16.5%、「3」は41.8%、「4」は23.1%、最も満足度が高い「5」は4.9%となっています。
- ・満足度について前回と比較すると「1」は1.9ポイント、「2」は4.7ポイント、「3」は1.6ポイント低くなっていることに対し、「4」は3.6ポイント、最も高い「5」は1.2ポイント上昇しています。本町の子育て支援の施策が少しずつ充実してきたものと思われます。
- ・子育てに関して日ごろ悩んでいることや気になること（問 32）は、「子育てで出費がかさむこと」46.7%、「病気や発育・発達に関すること」40.7%、「食事や栄養に関すること」34.1%、「子どもの教育に関すること」30.8%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が28%、などが上位となっています。
- ・前回と比較すると「病気や発育・発達に関すること」が11.5ポイント、「子育てで出費がかさむこと」が15ポイント上昇しております。
- ・将来子育てが落ち着いた後、地域子ども・子育て支援に関わっても良いか（問 33）は今回初めての質問でした。「どちらともいえない」52.2%、「そう思う」33.5%となっています。

⑫子育て環境や暮らし向きについて

- ・現在の世帯の暮らし向きについて（問 34）は、「普通」が 48.4%で最も多く、次いで「やや苦しい」29.7%となっています。
- ・全世帯員の前年の収入について（問 35）は「500～600 万」が 25.3%、次いで「400～500 万」が 15.9%となっています。
- ・経済的な理由による生活の制限（問 36-①～③）については、食料の購入では約 20%、冷暖房の購入・使用に関しては約 10%が経済的な理由による制限があったと回答しています。
- ・経済的な理由でできなかったこと（問 37）については、各項目とも僅かながらできなかったと回答しています。
- ・家庭のローンや借金の返済（問 39）については、78.6%が「ある」と回答し、「住宅」62.1%、「自動車購入」34.1%、「保護者の教育費（奨学金）」12.1%となっています。
- ・過去 1 年間の子どもの体験（問 40）については、経済的理由で家族旅行や習い事を体験できなかったが高い回答となっています。
- ・家庭の収入（問 40）としては、「給与収入」が 95.6%、「児童手当」89.6%、「児童扶養手当」13.2%となっています。
- ・子育ての環境や支援にについて（問 41）は、71 人が意見（自由筆記）を寄せています。“公園・子どもの遊び場の充実”、“保育園・幼稚園や学童保育の充実（内容や時間、曜日等）”“子どもが病気の際の対応”、“金銭的な支援”、“子育て情報の提供”などの意見が寄せられました。

第 3 章 基本的な考え方

第1節 基本理念

○子育てにやさしいまち いちかい

市貝町は、渡り鷹と言われる、絶滅危惧種Ⅱ類の猛さん類「サシバ（差羽）」の世界的な営巣地となっています。サシバは、毎年9月ごろにインドシナ半島やフィリピンなど、南の国で越冬し、桜の花が咲く頃に、再び約3千kmを渡って市貝町にやってきます。一つがいで2・3羽を育てますが、オオタカやカラスなどの外敵がたくさんいる中、サシバの子育てを温く見守っているのが地域の住民です。子どもたちは学校ぐるみで、大人はエサを巣に懸命に運ぶ親鳥の姿を遠くから見守っています。

同じように、子育てする若い母親や父親を地域で、町で支えなければならないと思います。子育ての経験や知識のない若い母親が、障害のある子や病気がちの子を抱えて孤立しているかもしれません。また、核家族化などにより家族や周囲の協力を得られず、母親独りで子育てを担って疲れ果ててしまうケースも多々あると思われます。

地域みんなで子育て家庭を支え合い、孤立しない子育てを応援します。

○子どもがたくましく育つまち いちかい

サシバは、6月ごろ卵から幼鳥になりますが、わずか3ヶ月で飛ぶことを覚え、自分でエサを取れるまでに成長します。

幼鳥を育てる親鳥の姿には厳しさが見られますが、いつも寄り添い、教育的に指導する態度には、感動を覚えます。

サシバは子育ての中でたくさんのエサを消費します。市貝町には、カエルやヘビや昆虫を支える多様な生態系と、これを支える安全な土や水がそろっています。さらに、サシバの餌場となる水田から里山にかけてのゆるやかな傾斜地をせっせと刈り込む農家があります。里山は、地域の人々によって大切に整備されています。この風景は「日本一」美しい里地・里山だと称賛されました。

このような美しく豊かな自然の中で、子どもたちがのびのびとたくましく育つことを支援します。

○子どもと家庭、地域が共に育つまち いちかい

サシバが市貝町を子育ての地として選ぶのには理由があります。私たちの先人たちが、農薬等の散布をひかえ、林の下草を刈り込み、田畑の畦を整えるなど、営々と里地・里山を整備してきたからで、サシバは谷津田の懷に抱かれ、安心して子育てに専念することができます。このような環境を守りながら、子どもの成長を見守り地域にしかないものに焦点をあて伸ばしていきたいと考えています。子育てを通して、母親育ち、父親育ち、さらには地域育ちを目指します。

○子育てを中心に地域がつながるまち いちかい

サシバが南の国に渡るときは、生まれて3ヶ月足らずで約3千kmを渡ることになる幼鳥を真ん中に入れて、成鳥が守るように固まって飛んでいくと言われています。沖縄の伊良部島で休むときは、地上を徘徊する外敵から幼鳥を守るために、木の上の方に幼鳥を休ませ、下には成鳥が止まるというように、幼鳥中心の渡りが展開されています。

高齢社会といわれる中で、町には元気なお年寄りがたくさんいます。心を育てる保育が叫ばれる昨今、戦争体験をはじめ、戦後の食料難など、様々な経験や知恵のある高齢者と子どもが交流することは大変意義があります。障害のある同じ世代の子どもや大人と接することを通じて、優しい思いやりのある心が育ちます。何よりも、子どもたちが、自分は地域の中で大切にされているのだという認識、自己肯定感を持つことは、今後の健全な成長にとって極めて重要なことです。

さまざまな年齢や個性を持つ住民が地域の子育てに参加できるよう、子どもたちを中心とした地域のつながりを大切にします。

第2節 基本目標

(1) 地域に必要なサービスの充実

①幼児教育・保育の充実

本町の幼児教育・保育の現状については、地域の実情に応じた保育並びに子育て支援が実施されている結果として量的な整備は一定のレベルに達しており、待機児童は発生していません。

保育所・認定こども園では生後2カ月からの乳児をお預かりし、通常の保育に加え障害児保育、延長保育、一時預かり保育、休日保育等を実施し、特に一時預かり保育の料金に関しては他の自治体と比較して低い料金を設定しています。

また、令和6年度からは公立保育所に看護師を配置し、医療的ケア児の受け入れを行っております。

今後の課題として、保育の質を高めていくことがあげられます。特に、保育の中核をなす人材をどのように確保するかという点は大きな課題となっています。乳幼児期は人格形成において最も大事な時期であり、子どもたちと日々接する保育士及び幼稚園教諭には一人ひとりの発達に対応した教育・保育サービスが求められます。保育士の処遇改善への財政的な支援を実施し、保育士の資質向上を目指し、優秀な人材を確保しきめ細やかな教育・保育サービスの提供に努めます。

現在提供している教育・保育サービス資源を最大限に活かしながら、新たなニーズに柔軟に対応できる基盤の整備に重点を置きます。従来の「保育に欠ける」場合以外にも保育所利用を可能にすることや、通勤経路上の保育所を利用できるようにするなど、柔軟な対応を検討したいと考えています。

また、町と公立・私立保育施設の協議の場を設けて、町全体として取り組みを検討できる体制の整備を検討します。

認定こども園のニーズは高い状況にありますが、町としての教育・保育需要は確保している状況であり、今後も待機児童が出ないよう、また出来るだけ希望を尊重した調整を図っていきます。

令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化が開始されました。本町では保育料無償化に加え、副食費の実費についても第2子以降免除する取り組みを行っております。

②子育て支援の充実

子どもは地域の中で育ち、地域もまた子どもとともに育つものです。今回のニーズ調査では本町における子育ての環境や支援への満足度について、前回の調査より満足度が高い方が11.6ポイント上昇しています。これは地域で子どもを育てるという視点を持ち、子どもたちの未来を見据えた子育てができるよう、地域全体で子育て家庭をサポートする体制を整備してきた結果が反映されたものと思われます。今後も多様なスタイルでの子育てや、さまざまな課題を抱える中での子育てなど、地域の多様な子育てを包括し、支援を行うことに取り組んでいきます。

昨今、大きな問題となっている児童虐待への対応をはじめとして、ひとり親家庭での子育て支援、非行・引きこもり、障害を持つ子どもの家庭への子育て支援など、具体的な支援を行い、さまざまな子育ての課題に対応します。

以上の目標を達成するためには、以下のような具体的課題があげられます。

○相談できる場所・遊び場の確保

ニーズ調査では、子育てをするうえで周囲からどのようなサポートがあれば良いか自由に書いてもらったところ、親子で集まれる場所や、子どもを連れて行ける場所が少なく、遊び場が欲しい、子育て支援センターなど相談できる場所が欲しいとの意見がありました。

子育ての不安や悩みの軽減・解消のために地域を拠点とした相談の場や遊び場の確保が求められています。

○職員の増員と設備整備の必要性

学校の課題としては、学校設備だけでなく学習を補助する支援者不足の現状があげられ、総合的な環境面の整備が必要であると考えます。

保育・教育サービスの中で培ってきた子ども自身の「生きる力」を更に育んでいくためにも、設備の充実はもちろんのこと、学齢期の児童の成長に応じた支援者の配置と人材の資質向上に努める必要があります。

○特別なニーズをもつ子ども家庭への支援

多様化する子育てニーズの対応において、特別なニーズを持つ子どもの家庭への支援の充実は必要不可欠です。発達障害を含めた障害を持つ子どもの早期発見と支援、妊娠期から出産後、小学校入学に至るまでの継続した切れ目のない支援や子どもへの虐待防止への取り組みなどの具体的支援策が必要です。

さらに、不妊の問題を抱えている家庭に対する支援や情報提供も今後の課題となっており、妊娠・出産における初期の段階からのサポート体制を整備することが重要であると考えます。

○子どもの貧困対策

国民生活基礎調査によると子どもの貧困率は平成6年頃から上昇傾向にあり、平成15年には一度低下したものの平成25年では16.3%となっており、子どもの6人に1人が貧困状態にあるという結果が出ています。平成27年の調査では13.9%まで改善したものの、ひとり親世帯の子どもの貧困率は50.8%と半数を超えています。大人2人以上の世帯では10.7%であり、ひとり親世帯の貧困率は非常に高いことがわかります。また子どもの数が増えると家計支出額の増加が大きくなり、一人あたりの消費支出額が低くなる傾向があり、多子世帯が置かれている状況も厳しいものがあります。

このようなことから、子どもの貧困対策は喫緊の課題となっておりますが、見た目は普通に見える子どもが多く、子どもは生活の困難さを絶対に言わないことなどから実態把握が難しいとされています。

それでも貧困が世代を超えて連鎖することがないように、地域と学校が連携し子どもの学習支援に取り組むとともに、貧困状況にある子どもの把握に努め、健やかに育成される環境を整備することが重要です。

○情報発信の課題

本町が実施している子育て支援の情報が、支援の対象者である子育て家庭にうまく伝達されず、子育て家庭が支援の状況やサービス内容を十分に把握できていない現状があります。ニーズ調査でも教育相談室や家庭教育に関する学級や講座、子育てサロンの事業などは40%以上の方が知らないと答えています。また乳幼児健康診査・相談事業は90%近くの方が知っていますが、4.2%の人が知らないと答えています。

教育、保育、地域の子育て支援などについて、本町の方針や状況を発信していくことが今後の課題としてあげられます。

子育て家庭のニーズが本町の実施する子育て支援サービスと結びつくよう、積極的に情報を発信する必要があります。

こうした課題をふまえ、以下の方向性を示します。

○子育て不安の解消

気軽に子育てを相談できる場がないという課題に対して、保健福祉センターでの健診を活用した子育て支援などを行い、相談のきっかけづくりを行います。また、マタニティ講座の充実を図り、妊娠期からのつながりを持った支援を実施します。

相談や支援につながりにくい保護者の方へは、継続した訪問やアウトリーチを行い、孤立防止に努めます。妊娠から出産、小学校入学前までの子育てについて、子育て家庭が気軽に継続して相談ができる支援体制づくりに重点的に取り組んでいきます。

また、子育て親子を対象とした育児相談・親同士の情報交換、年齢の違う子どもたちとの交流

や体験活動を行い、今後も子育て不安の解消に努めていきます。

○親と子の居場所づくり

初めて出産を迎える女性、子育て中の保護者、祖父母等近親者のサポートがない世帯、障害児を持つ保護者が気軽に集え、不安や悩みを話し合い、相談できる居場所を公共施設のみならず、身近な地域に作ることは非常に重要です。

地域における居場所づくりでは、近隣者を中心に地域住民の横のつながりを強固にしていくとともに、地域に新しく転入したばかりの子育て家庭に対しても焦点を当てる必要があります。近隣住民が寄り添い、励まし合い、子育て家庭とのコミュニケーションが日常の中でとれるように努め、優しく包み込みサポートすることで、地域に溶け込めずに子育て家庭が孤立することがないように、予防につなげられる居場所づくりに取り組みます。

○妊婦・子育て家庭への給付及び支援

親の就労状況や経済的状況によって、子育て・保育及び教育の機会が損なわれることがないように、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。具体的には妊婦健診の負担軽減、出産準備手当の給付、子どもの医療費の現物給付の年齢制限の引き上げなど、経済的給付を充実し、妊婦や子育て家庭の方々が安心して医療機関にかかることができるよう努めていきます。

また、経済的支援を必要とする世帯に対して教育に関する費用の援助を行うほか、保護者の経済状況による子どもの学習機会の格差を解消するため、学習支援事業にも取り組みます。

ひとり親家庭等に対しては経済的な支援に加え、資格取得や就業支援・職業紹介など、きめ細かな情報提供を行い総合的な自立支援を推進します。

○相談支援体制の強化

子どもの貧困問題では、その家庭が複数の課題を抱えているケースも多くみられ、一つの部署や機関ではそのうちの一部にしか対応することができず、根本的な解決に至らないことがあります。教育と福祉が連携することは勿論のこと、就学・進学の実支援など教育の実支援、子どもの生活の実支援、就労機会の確保など保護者に対する就労の実支援、教育扶助などの経済的支援などを行っていくことが重要です。

また子どものいじめの問題は、体罰や身体的な暴力にとどまらず、言葉の暴力やわいせつな行為なども深刻な状況にあります。支援を必要とする妊婦の早期の把握を行うとともに児童虐待防止法の改正に伴う体罰によらない子育ての推進など、子どもの権利擁護に関しての広報に力を入れ、虐待防止施策を一層推進していきます。

本町では虐待の発生予防、早期発見・対策への対応を行うため、要保護児童対策地域協議会を組織し児童管理台帳を作成し、保育所（園）、学校、警察、児童相談所等と情報の共有・連携を図っています。引き続き広報誌なども活用し児童虐待の発生予防に努めていきます。

また、関係機関との情報共有や連携の体制づくりを推進するとともに、平成29年度からは市貝町総合相談支援センターを開設し、包括的な相談支援に取り組んでいます。ここにはスクールソーシャルワーカー及び心の相談員を配置し、家庭、学校、地域の関係機関と一緒にひきこもりや不登校の子どもに関する悩みや、抱えている問題の解決を支援しています。また学校訪問や保

育所（園）・認定こども園からの相談にも応じ支援を行っています。さらに、いろいろな理由で学校に行けない児童生徒が、適用指導教室での活動を通して、学校生活や社会生活に溶け込めるよう手助けを行っています。

また、令和6年4月の児童福祉法の改正により設置が求められている「こども家庭センター」についても設置を予定し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を行います。

○子育て支援事業のハード整備

子育て支援に関するハード面での整備については、公園の整備も含めて、施設の修繕に合わせて具体的に検討していきます。子育てサロンについては、令和元年7月に開設したサンバ未来館を中心に町内での事業をさらに展開していきます。また、子育て支援センターについてはNPO法人や民間事業者等の活用も視野に入れて、現在ある市塙保育所内の他、設置を積極的に検討します。ファミリーサポートセンターについても1カ所設置済みではありますが、更なる充実を図ります。

また、緊急時に利用できる医療機関の確保や近隣・町内の医療機関についての情報提供の体制を整え、病児・病後児保育の確保にも努めていきます。

○子育て施策の広報の充実

ニーズ調査では問23-1の一時預かりを利用していない理由として、利用方法がわからない、16.5%、利用料がわからない11.1%、事業の対象者になるかどうかわからない10.4%となっており情報が十分にいきわたっていない現状があります。また自由記述欄でも子育てイベント情報の提供、子育て支援センターについての情報提供、インターネットで情報が見られるサポート等、具体的な要望が寄せられています。このような要望に応えるためには、出生届の際に、子育て支援施策等の周知を窓口で行うほか、保健師からファミリーサポートセンターや子育て支援センターの案内など子育てに関する情報提供、保育所や幼稚園、学校を通じて一時預かり保育、園の開放、児童相談に関する積極的な広報を行っています。

また、子育て施策や親子を対象としたガイドブックの作成など、広報の充実に取り組みます。

（２） 町民参加による子育て支援

①地域環境を活用した子育て

○地域の文化・自然の活用

市貝町は関東平野と八溝山地の境界に位置し、優れた自然環境に恵まれています。なだらかな起伏を持つ里地里山は「日本一」といわれ、豊かな生態系は連綿と続く営為の中で育まれてきました。このような美しく豊かな自然生態系を乳幼児から学童、青年期に至るまでの保育・教育の教材として活用すべきだと考えます。

地域の豊かな自然環境を活用し、人間としての基盤形成のみならず、生きる力を自然の中で培っていきます。

○地域が一体となった子育て

少子化が切実な課題として位置づけられる中で、もはや子育ては保護者や一家庭の問題ではなく、地域のみならず町全体で解決すべき課題となっています。子育て家庭の育児不安や悩み、さらには虐待への対応等、町の住民が一体となって地域における保育資源の有効活用を図りながら子育て環境の基盤を作り出していくことが重要です。

子育ての不安や悩みは特別なことではなく、子どもを持った者なら誰でも一度は抱えるものです。ニーズ調査でも「子どもを叱りすぎているような気がする」、「食事や栄養に関して気になる」などの悩みがありました。住民の参加を得ながら地域で子育て家庭に寄り添えるような環境づくりを目指し、支えられた保護者が次の世代を支える側に回り、さらに今後保護者となる中学生や高校生のような若者が活動に参加するなど、地域における世代を越えた循環する子育て支援体制の仕組みを作ることが大切です。

○地域とのつながりづくり

地域とのつながりづくりのハード面の整備は、地域子育て支援の拠点となる子育て支援センターや子育てサロンなどを地域ごとに設置し、情報提供や相談、援助などが身近なところで行えるようにすることが大切です。

現在、町内では旧小貝中央小学校とサシバ未来館の2か所で月2回ずつの地域食堂が開催されています。食事作りに関わるボランティアの方々は、現在は女性を中心ですが今後は多くの男性の参加も得られるような工夫をしていく必要があります。また賑やかに楽しく食事することは勿論のこと、高齢者と子どもたちとのふれあいなど世代を超えた交流を図れる場にするなど、地域の拠点として今後のさらなる事業展開を検討していきます。

また、現在町の中部地区に地域食堂の様な居場所がないため、中部地区での開設に向けて取り組むと共に、中学生・高校生向けの居場所の整備についても取り組んでいきます。

これらの拠点を核に、子どもやその保護者の支援を目的としたネットワークを形成することは重要なことです。親と子、地域の住民が支え合い、学び合う形は、子育て支援に限らず、お年寄りを含めた安心で安全な地域づくりへと結実していくものと考えます。

②世代間交流と地域の子育て文化づくり

○地域の子育て文化づくり

地域全体で子どもたちを見守ることは、幅広い年齢の大人が見守りを通して子どもたちと関わることであります。地域に暮らす身近な大人との交流から子どもたちは多くのことを学び、そして自らの価値観や経験を獲得していくことにもつながります。

今後親世代となる中学生や高校生が実践的な子育ての知識や情報を獲得できるよう、乳幼児とふれあう育児体験等を通して、乳幼児に対する理解を深めるきっかけづくりを大切にしたいと考えています。

地域で見守られて育った子どもたちがやがて大人となり、自らの子育てを経て、ゆくゆくは

見守る側へと推移していくような、地域の子育て文化づくりを目指していきます。

○シニア世代による子育て支援の取り組み

高齢社会の中でも元気なお年寄りの多くは地域で暮らしています。このようなシニア世代の中には、社会的に貢献したいと思っている方が多く、豊かな経験や知識を持つ地域のシニア世代の存在が次世代への地域の文化や歴史の継承に役立てられると考えています。ファミリーサポート事業のような地域での子育て支援に、子育て経験のあるシニア世代が参加できる仕組みづくりに取り組みます。

○地域での居場所づくり

地域福祉総合計画で位置づけている地域ぐるみで集える居場所を整備することにより、多世代間の交流を活性化し、ふれあう機会を充実させていきます。住民同士が気軽に交流を深めることで、役割を担いお互いを支え合う意識を醸成し、地域文化の伝承や子育てに関する悩みを相談する場としての機能を果たせるよう支援を行います。

少子化や地域のつながりが薄れることにより、こどもたちが遊び、学び合う機会が少なくなっています。地縁や血縁による子育てのサポートも弱まり、家庭内での子育ても孤立化する懸念がされています。そうした中で、令和4年10月には旧小貝中央小学校内に子ども第3の居場所「はばたきっず」が開設され、子どもたちが安心して過ごせる環境で自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育むことができる居場所となっています。

こども第3の居場所など子どもたちの安全・安心な活動拠点としての居場所を設け、地域の方々の参加を得て学習活動やスポーツ・文化芸術活動・地域住民との交流活動の取り組みを実施し、子どもたちの社会性・自主性・創造性などの豊かな人間性を育み、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る子ども教育推進事業は大切なものであり、今後も安定した運営が継続できるよう町としても支援を行っていきます。

また、支援が必要と思われるが様々な要因で支援に繋がる事が出来ていない子どもたちに目を向けることも重要です。既存の地域食堂などと連携し食の提供を通じた状況の把握やその後の支援に繋がるような取り組みを検討します。

第3節 ライフステージに応じた課題の整理と支援

子どものライフステージをみると、①誕生（出産）から、②乳幼児期を経て、③小学生、④中学生となり、⑤進学・自立の時期を迎えます。そして、青年期となり、⑥結婚・妊娠を経て、新しい命を生み出すという以下の図のようなサイクルを示すことができます。

それぞれの時期には、必要な支援があります。妊娠期からの切れ目のない支援を目指し、その時々提供される支援が次のステージにつながり、子どもの成長に応じた必要な支援につなげていきます。

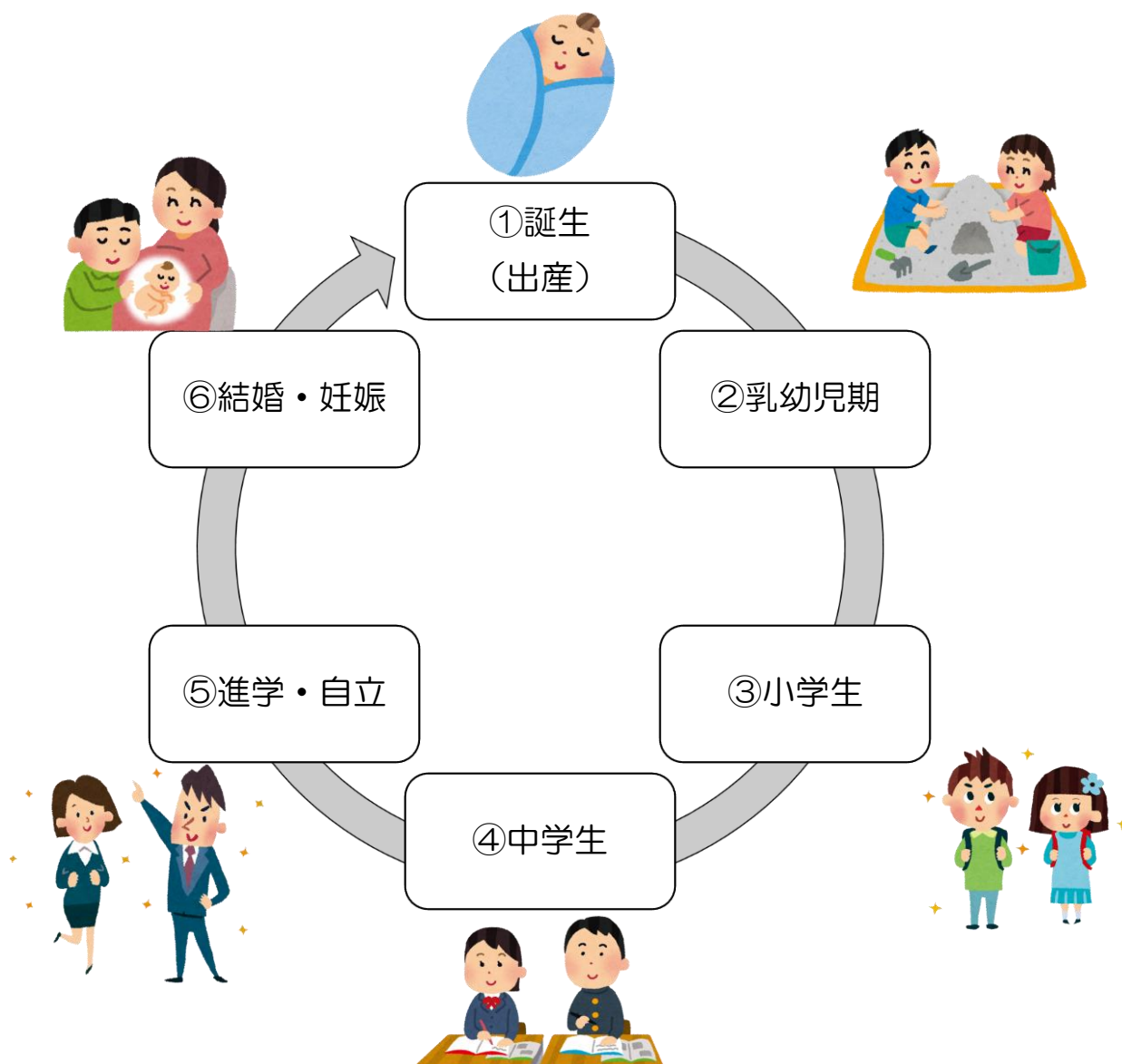


図1. 子どもの育ち、子育てのステージ

表1 ライフステージごとの支援・機関

	①誕生(出産)	②乳幼児期	③小学生	④中学生	⑤進学・自立	⑥結婚・妊娠
マタニティ講座						
妊婦健診費助成、出産準備手当						
保育所・認定こども園						
子育てサロン						
子育て支援センター						
子育て支援						
医療費の給付						
子育て費用の軽減無料化						
特別保育(一時預かり保育、休日保育、土曜保育等)						
延長保育						
教育、保育に関する給付						
学校						
児童館、学童保育、放課後児童健全育成事業						

それぞれの時期に行われている支援を整理すると、表1のように表すことができます。

(1) 誕生（出産）

誕生の時期には、母親や父親、養育者を対象とした、マタニティ講座や教室によって、子育ての方法などを伝えます。

また、妊婦健診費助成、出産準備手当、医療費の給付、子育て費用の軽減無料化などの経済的な支援も行われます。

誕生直後から、保育所や認定こども園での支援を受けることもあります。また、子育てサロンや子育て支援センターにおいて子育て支援が提供され、子育てに関する情報を伝えることによって、家庭同士や支援者とのつながりづくりに役立っています。

(2) 乳幼児期

乳幼児期には、保育所・認定こども園や子育てサロン、子育て支援センターなどでさまざまなつながりづくりや支援を提供します。保育所や認定こども園では令和元年10月より給食費等を除いて教育・保育の費用を無償化しています。

また、通常の保育だけでなく、障害児保育、一時預かり保育、延長保育等を実施しているほか、赤羽認定こども園では、休日保育も行っています。

また、子育て支援の情報などの提供にも努めています。

医療費の給付、子育て費用の軽減や無料化、教育や保育に関する給付などの制度もあります。

(3) 小学生

小学生の時期には、教育においても遊びにおいても、行動範囲が大きく広がります。放課後には、放課後児童健全育成事業などで遊びや学習の機会を提供しています。

(4) 中学生

中学生の時期においては、自立へ向け、また地域の子どもたちのリーダーとしての活動が行われます。この時期から出産や育児についての学習や交流を深めることも重要であることから、命の誕生、命の尊厳について学ぶため、小中学生を対象とした思春期教育を実施しています。

(5) 進学・自立

進学・自立の時期には、高校や大学など学校とのつながりが強くなります。また、青年期を迎える準備の時期ともいえます。

（６） 結婚・妊娠

本町でも晩婚化が進む中、結婚を望む人を支援することを目的に、県の結婚支援センターの案内及び登録料の補助を行うなど、婚姻率の増加に取り組んでいます

出産に際しては、妊婦健診費助成、妊産婦医療費助成、出産準備手当などの経済的支援を行うとともに、両親学級（マタニティ講座）を実施することで参加者の交流を図り、仲間づくりを支援しています。また、生後４ヶ月までの全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業を行い、育児不安の解消や、子育てに関するサービス等の紹介を実施しています。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節教育・保育に関する計画

(1) 区域

子ども・子育て支援事業計画においては、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

現在の利用状況において、学区や行政区を越えた利用実態があり、区域内にバランスよく施設が配置されている現状から、教育・保育提供区域は、市貝町内を1区域として設定します。

なお、保育施設については、市貝町の地域ごとのニーズの推移を勘案し、計画的な施設整備を行っていきます。

(2) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保育者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号から3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

■認定区分と提供施設

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園(保育)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園(保育) 小規模保育事業

認定基準

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

事 由	○就労（1 ヶ月 64 時間以上の就労） ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害や同居親族の介護・看護 ○災害復旧 ○求職活動 ○就学 ○虐待やDVのおそれがあること ○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること ○その他特に認める場合
保育時間	○保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間保育 1 日 11 時間までの利用で月平均 275 時間まで ○保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 1 日 8 時間までの利用で月平均 200 時間まで
優先すべき事情	○ひとり親家庭 ○生活保護世帯 ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ○子どもが障害を有する場合 ○育児休業後に復職または復職の予定である ○兄弟姉妹が同一の保育所の利用を希望 ○地域型保育事業を受けていた児童 ○その他特に認める場合

【参考】市貝町の教育・保育施設の状況

※令和 6 年4月1日現在

	市貝小学校区	赤羽小学校区	小貝小学校区
公立保育所	市塙保育所(80 名)		
私立保育所			すぎやまてらす保育園(20 名)
認定こども園	市貝たいよう幼稚園 (幼稚園 35 名保育園 90 名) かみねの森認定こども園 (幼稚園 6 名保育園 69 名)	赤羽認定こども園 (幼稚園 8 名保育園 90 名)	
地域子育て支援センター	市塙保育所内 こあらぐみ		

(1) 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容

需要量及び提供体制・確保方策

保護者の就労の多様化や核家族化により、低年齢児の保育ニーズが高くなっていることから、教育機能を持つ認定こども園への希望者が増加していることを踏まえ、保育園から認定こども園への移行を図るとともに、出生数等も踏まえて適宜定員の見直しも行います。

女性の就業率の向上に伴いニーズ調査では3号認定の0歳児が63人となっていますが、平成30年度の実績28人と問12の保護者の現在の就労状況の育休中の人数、問30-4、問30-5の育児休業を何歳まで取りたかったか等を考慮し30人としました。

■提供体制・確保方策

(単位：人)

		1年目(令和7年度)						2年目(令和8年度)					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い*6	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い*6	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A) (広域利用分を含む)		30	4	176	30	46	54	29	3	170	30	45	53
提供体制	特定教育・保育施設 *1	46	9	198	30	53	62	46	9	198	30	53	62
	確認を受けない幼稚園 *2												
	特定地域型保育事業 *3												
	幼稚園及び預かり保育 *4												
	その他の施設 *5												
	広域利用												
	計(B)	46	9	198	30	53	62	46	9	198	30	53	62
提供体制確保の状況 (B-A)		16	5	22	0	7	8	17	6	28	0	8	9

3年目(令和9年度)						4年目(令和10年度)						5年目(令和11年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	幼児期の学校教育の利用希望が強い*6	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い*6	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い*6	左記以外	0歳	1歳	2歳
28	9	165	31	43	51	27	3	159	30	41	49	26	3	154	29	39	48
46	9	198	30	53	62	46	9	198	30	53	62	46	9	198	30	53	62
46	9	198	30	53	62	46	9	198	30	53	62	46	9	198	30	53	62
18	6	33	-1	0	0	19	6	39	0	12	13	20	6	44	1	14	14

(2) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園、保育所などにおいて、就学前の子どもに対する質の高い教育・保育の提供を推進するため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要綱について理解を深めるとともに、研修や施設相互の交流等により教育・保育の質の向上に努めます。

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続については、「幼保小連絡会」を中心に、関係職員が連携し、共通理解を図ることで、小学校就学を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

(3) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

ニーズ調査の平均をみるとお子さんが11.3か月で職場復帰をしています。1歳5か月までの育児休業を希望している実態がありました。0歳児の子どもの保護者が、保育所への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、希望する育児休業期間を途中で切り上げたりすることがないように、休業中の保護者に対してきめ細かな情報提供に努めるとともに、量の見込みを勘案しながら保護者の希望に添った計画的な教育・保育施設などの利用調整に取り組みます。

(4) 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実については、県が行う施策との連携を図るとともに、様々な研修に積極的に参加することにより、職員の能力向上に努め、本町の実情に応じた子育て支援を展開していきます。

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

(1) 区域

地域子ども・子育て支援事業に関する計画についても、教育・保育の提供区域と同様に、区域を設定するよう定められています。

現在の利用状況において、学区や行政区を越えた利用実態があり、また、地域子ども・子育て支援の区域設定については、教育・保育事業と共通の区域とすることが基本となることから、市貝町内を1区域として設定します。

(2) 事業一覧

	事業名	対象者
1	利用者支援に関する事業	保護者、妊婦等
2	時間外保育事業	保育認定を受けた子ども（0歳～5歳）
3	子育て短期支援事業	乳児から高校生までの子ども
4	地域子育て支援拠点事業	小学校就学前の子ども及びその保護者
5	一時預かり事業	小学校就学前の子ども
6	病児・病後児保育事業	小学校就学前の子ども
7	放課後児童健全育成事業	小学1年生から小学6年生までの子ども
8	ファミリーサポートセンター事業	乳児から小学生までの子ども
9	妊婦健康診査	妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児及びその保護者
11	養育支援訪問事業	支援が必要とされた子ども及びその保護者
12	多様な主体が制度に参入することを促進するための事業	事業者
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業者
14	妊婦等包括支援事業	妊婦
15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後6ヵ月～3歳未満の子ども
16	産後ケア事業	産婦

(3) 利用者支援に関する事業

①事業内容

子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業で、子育て中の親子や妊婦などが教育・保育の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。基本型・特定型と母子保健型がありますが本町では母子保健型を実施しています。

②需要量及び提供体制・確保方策

利用者支援事業については、平成27年度から役場庁舎内に母子保健型（令和6年の児童福祉法改正によりこども家庭センター型へと移行）を1か所設置し、平成31年度からは産前産後ケア事業を展開するなど体制の充実を図っています。

また、市貝町総合相談支援センターにおいても子育てに関する相談や情報提供を行っています。

■提供体制

(単位:か所)

①利用者支援事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	基本型					
	地域子育て相談機関					
	特定型					
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	基本型					
	地域子育て相談機関					
	特定型					
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

（４）時間外保育事業（延長保育）

①事業内容

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所及び認定こども園等において通常の利用日及び利用時間を超えて保育を行う事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

延長保育は町内全ての保育所で実施しており、認定こども園の設置により提供体制の充実を図っています。

ニーズ調査では２０人でしたが問１５－２によると１日当たりの利用時間は８．５時間に対し、希望時間は８．９時間となっていることから長時間保育を希望する家庭が増えることを想定し、実人数の量の見込みは５０人とし、令和５年度の実績から年間利用日数は６００日としました。

■需要量及び提供体制

（単位：人 年間延べ利用日数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	600	600	600	600	600
②確保方策	600	600	600	600	600
③施設数(か所)	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

【令和６年度 延長保育の実施施設と時間】

区 分	実施施設	保育時間
公立保育所	市塙保育所	通常保育時間 午前７時～午後６時 延長保育時間 午後６時～午後７時
私立保育園等	赤羽認定こども園 かみねの森認定こども園 認定こども園市貝たいう幼稚園 すぎやまてらす保育園	

(5) 子育て短期支援事業

①事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設その他養護を適切に行うことができる施設において必要な保護を行う事業です。

この事業には、「短期入所生活支援（ショートステイ）」事業と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類の事業があります。

②需要量及び提供体制・確保方策

ニーズ調査の結果では、子育て短期支援事業の需要はありませんでしたが、前回調査と比較して配偶者がいない家庭が2.5ポイント上昇しており、核家族やひとり親家庭への支援が必要とされています。また児童虐待対応の相談も数件寄せられている現状から、10人を確保することとしました。

令和元年度からは町外事業所2カ所への委託によりショートステイ事業、トワイライト事業を実施していましたが、令和6年度より母子での利用が可能な施設への委託も行っております。里親制度の活用についても窓口でチラシを配布するなどの情報提供を行っています。

■需要量及び提供体制

(単位:人日/年 年間延べ利用日数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	10	10	10	10	10
③施設数(カ所)	3	3	3	3	3
② - ①	5	5	5	5	5

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

①事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、地域の子育て関連情報の提供、助言、子育てに関する講習などの援助を行う事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

ニーズ調査では85から102と言う数字でしたが、問17では5歳児までの人数280人の6.0%の方が利用したいと答え、問18では22.0%が今後利用したいと答えています。

令和5年度の実績では197回程度となっているため、子育てのサポート機関として今後の利用が増えることも考え合わせて量の見込みは200回から240回としました。

市塙保育所内に1カ所、地域子育て支援センターを設置しており、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進しています。

■需要量及び提供体制

(単位:人回/月 月間延べ利用回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	210	220	230	240
②確保体制	200	210	220	230	240
③確保施設数(カ所)	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0

【地域子育て支援センター】

名称	住所	開設時間	休館日
こあらぐみ (市塙保育所内)	市貝町大字市塙 1777-1	午前9時～午後3時30分	土日祝日 年末年始

(7) 一時預かり事業

①事業内容

一時預かり事業は、保育所などを定期的にご利用していない家庭において、保護者の病気や冠婚葬祭など一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所などで子どもを一時的に預かる事業です。これまで本町の一時預かり保育料は、比較的低い料金設定を行っており、幼稚園の預かり保育を利用する子どもを対象とした利用料の無償化なども令和元年10月からスタートしております。

②需要量及び提供体制・確保方策

令和5年度より、市貝たいよう幼稚園で在園児対象の一時預かりを開始し、実績としては年間延べ969日の利用がありました。ニーズ調査の「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」、「2号認定による定期的な利用」に関しては約930日、「それ以外」で1494日から1710日の量が見込まれています。しかし令和5年度の実績は在園児以外の利用は年間延べ100日程度の状況です。また令和元年10月から無償化もスタートしていますが実績は増えていない現状を勘案し量の見込みは100としました。

一時預かり事業は町内3保育所で実施しているほか、認定こども園、ファミリーサポートセンターにおいても実施しています。

■需要量及び提供体制

(単位:人日/年 年間延べ利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 利用(人日)	1号認定による利用	959	958	957	956	955
	2号認定による利用	0	0	0	0	0
	その他	100	100	100	100	100
	計	1059	1058	1057	1056	1055
②確保方策(人日)		1059	1058	1057	1056	1055
③施設数(か所)		5	5	5	5	5
② - ①		0	0	0	0	0

【令和6年度 一時預かりの実施施設】

	実施施設	利用時間
公立	市塙保育所	午前8時30分～午後5時
私立	赤羽認定こども園 かみねの森認定こども園 認定こども園市貝たいよう幼稚園	午前8時30分～午後5時
民間	ファミリーサポートセンター	午前7時～午後7時

(8) 病児・病後児保育事業

①事業内容

病児・病後児保育事業は、児童が発熱等で急に病気となった場合など、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

病児・病後児保育事業の確保にあたっては、病児保育の広域利用により「病児・病後児対応型」の提供体制を確保するほか、病後児保育（病気回復期にある児童の保育）については、近隣市町との連携により対応していきます。

また、小児科病院の誘致に向けた検討と合わせて、病児保育施設（病児・病後児対応型）の整備について検討を進めます。

ニーズ調査での量の見込みでは565人と高い数字が出ていますが令和5年度の利用実績は2名であったこと、問22-2で出来れば病児・病後児保育施設を利用したいとした人を鑑み量的見込みは75～66人としました。

施設は町外にあることから施設数は0としています。

また、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）は病児・病後児保育の実施状況を見ながら今後の検討課題といたします。

■需要量及び提供体制

(単位:人日/年 年間延べ利用日数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	73	71	68	66
②確保方策	75	73	71	68	66
③施設数(か所)	0	0	0	0	0
② - ①	0	0	0	0	0

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。本町では兄弟、姉妹等が同時に利用する際には二人目以降無料の助成を実施しています。

②需要量及び提供体制・確保方策

本町では、平成22年度から対象児童を小学6年生までに拡大しており、各小学校区において現在8支援単位で放課後児童健全育成事業を実施しています。

近年の家族形態や就労形態の多様化などを背景とした放課後児童クラブに対するニーズの高まりが著しく、令和元年に赤羽地区にサシバ未来館を整備し、赤羽小学校から移転したほか、令和6年度には市貝小学校敷地内に専用施設を整備し、保健福祉センターから移転するなど、放課後の子どもの居場所の環境の整備に努めています。

ニーズ調査の結果から低学年97人～112人、高学年88人～101人としています。しかしながら、令和5年度実績で低学年177人、高学年90人となっているため、低学年については実績ベースで量の見込みとしました。

また、高学年においても低学年から引き続き学童を利用する児童が増えているため、最も高いニーズ値で見込みました。

■需要量及び提供体制

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1～3年生	177	177	177	177	177
	4～6年生	101	101	101	101	101
② 確保方策		280	280	280	280	280
③ 施設数(力所)		8	8	8	8	8
② - ①		2	2	2	2	2

■令和6年度当初学年別実績

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
あおばクラブ A(市貝小)	7	8	7	10	3		35
あおばクラブ B(")	7	8	8	8	4		35
あおばクラブ C(")	4	6	5	5	3		23
どんぐりクラブ(赤羽小)	6	8	6	6	5	7	38
ひまわりクラブ(")	8	8	7	4	6	5	38
ひまわりクラブ B(")	7	6	6	8	2	8	37
きぼうの丘学童クラブ(小貝小)	2	11	5	5	5	3	31
きぼうの丘学童クラブ2(")	3	4	5	6	3	5	26
計	44	59	49	52	31	28	263

※令和 6 年4月現在

クラブ名(学区)	開設場所	保育時間
あおばクラブ A(市貝小)	市貝町保健福祉センター	・通常期(学校開校日): 授業終了後～午後7時00分 ・土曜日: 午前7時30分～午後6時00分 ・長期休業期間: 午前7時30分～午後7時00分
あおばクラブ B(市貝小)	市貝町保健福祉センター	
あおばクラブ C(市貝小)	市貝町保健福祉センター	
どんぐりクラブ(赤羽小)	サシバ未来館	
ひまわりクラブ(赤羽小)	サシバ未来館	
ひまわりクラブ B(赤羽小)	サシバ未来館	
きぼうの丘学童クラブ(小貝小)	旧小貝中央小学校	
きぼうの丘学童クラブ2(小貝小)	旧小貝中央小学校	

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

①事業内容

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児の支援を受けたい人（利用会員）と、育児の支援が行える人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡、調整を行う事業です。平成28年度から市貝町ファミリーサポートセンター事業を開始し、平成30年12月からは委託事業として継続しています。

具体的な援助活動としては、保育施設への送迎、放課後の預かり、冠婚葬祭や緊急時の一時預かりなどがあります。

②需要量及び提供体制・確保方策

ニーズ調査の結果では、ファミリーサポートセンター事業の需要はありませんでしたが、問24では一時預かり等を今後利用したいとしている人が30.2%いること、令和5年度の年間利用件数が128件であったことを参考に、小学生を対象としたこの事業の量の見込みは130としました。

確保方策として提供会員の確保が課題となっており、高齢者の社会貢献の一つとして協力を頂けるよう、広報やホームページで提供会員募集などの周知を図っていきます。

ニーズ調査で「将来子育てが落ち着いた後地域の子ども・子育てに関わっても良い」と回答された方が34%あり、合わせて今後の若い世代の提供会員の確保にも力を入れていきます。

■需要量及び提供体制

（単位：年間利用件数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	130	130	130	130	130
②確保方策	130	130	130	130	130
③提供施設(力所)	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

①事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施します。平成30年度より産後1か月の健診費の助成を開始し、育児期の母親への支援体制を強化しています。

②需要量及び提供体制・確保方策

国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めています。

また、令和6年度より町独自事業として多胎妊娠の妊婦に対しては最大19回の助成を行っております。

■需要量及び提供体制

(単位:人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	624	612	588	564	552
②確保方策	624	612	588	564	552
② - ①	0	0	0	0	0

(12) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

①事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師などが直接訪問し、各家庭の養育環境を把握するとともに育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行う事業です。第2子、第3子以降については主任児童委員の協力も頂きながら子どもの成長に合わせた支援を行っています。保健師が地区担当制を取り、妊娠期からの切れ目のない支援を目指しています。

②需要量及び提供体制・確保方策

令和5年度の1年間の出生数は50人で、年々減少傾向にあることから量の見込みは52人～46人としました。

また本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業による支援を実施しています。

■需要量及び提供体制

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	52	51	49	47	46
②確保方策	52	51	49	47	46
② - ①	0	0	0	0	0

(13) 養育支援訪問事業

①事業内容

養育支援訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家族や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭が抱える養育上の問題の解決、軽減を図る事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要であると判断された家庭や虐待相談のあった家庭などについて、訪問による助言・相談を行うとともに、必要に応じて、要保護児童地域対策協議会を開催し、家庭への支援・虐待防止にもつなげています。また、民生・児童委員や関係機関との連携強化にも取り組んでいます。虐待相談も数件寄せられていることから量の見込みを10としました。

平成29年度から総合相談支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置し子ども及び保護者への相談や支援を行っているほか、令和5年度から心の相談員を配置して相談支援の充実を図っています。

■需要量及び提供体制

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	10	10	10	10	10
②確保方策(人)	10	10	10	10	10
② - ①	0	0	0	0	0

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園や保育所、地域型保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園や保育所、地域型保育等の設置又は運営を促進するための事業です。子ども数の減少等もあり量の見込みに対する提供体制が確保されていることから当面事業の実施は行わないこととします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施予定	0	0	0	0	0

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の物品の購入に必要な費用や、行事への参加に必要な費用等の上乗せ徴収を行う場合、保護者の世帯の所得の状況に応じて、その費用を助成する事業です。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されたことから新制度未移行幼稚園の副食費等補足給付事業を実施し、今後の動向を踏まえ事業の内容を精査していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施予定	0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(回)	156	153	147	141	138
②提供体制(こども家庭センター)(回)	156	153	147	141	138
③提供体制(②以外)(回)	0	0	0	0	0
② - ①	0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労有無や理由を問わず、生後6ヵ月～3歳未満の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。

令和8年度より制度として本格稼働する見込となっておりますが、町内保育施設の入所調整で十分対応可能なことや同種の一時保育事業もあることから、今後の動向を踏まえ事業内容を精査していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人)	0	1	1	1	1
	確保方策(人)	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み(人)	0	1	1	1	1
	確保方策(人)	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み(人)	0	1	1	1	1
	確保方策(人)	0	1	1	1	1

(18) 産後ケア事業

産後間もない母子の心身のケアや育児サポートを行い、育児不安を少しでも和らげ、安心して育児できるよう支援する制度です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	6	6	6	6	6
②確保方策(人)	6	6	6	6	6
② - ①	0	0	0	0	0

第3節 母子保健医療対策の充実

第1項 子どもや保護者の健康の確保

(1) 妊娠期からの健康の確保と知識の普及啓発

【現状】

本町では母子健康手帳交付時に、子育て支援に関する情報提供をするとともに、妊婦健康診査、妊産婦医療費助成等のサービスについて説明しています。また、妊娠届出時にお渡しする書類と一緒にアンケートを同封し、アンケート結果からリスクの高い方の支援につなげています。

【課題】

妊娠期の健康の確保は、胎児への影響も大きいいため妊娠期から継続した支援体制の整備が必要です。また近年、妊娠届出数が減少する中でも、不妊治療による妊娠、高齢出産など支援が必要なハイリスク妊婦が増えています。

【施策】

今後も母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、個別支援が必要な妊婦には電話相談、家庭訪問等実施していきます。また、妊婦健康診査や妊産婦医療費助成の制度についても広く周知を図っていきます。平成31年度からは妊娠届出時に「子育て手帳」の配布を行い、妊娠期から子育てしていく上での情報を発信し知識の普及に努めています。

また、健やかな子どもを育てるために、妊娠中の生活や出産後の育児についてマタニティ講座（ママパパ学級）を通して啓発し、参加者同士の交流を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査・療育相談体制の充実

【現状】

乳幼児健康診査では、乳幼児の疾病や障害の早期発見と早期療育、成長・発達の評価、保護者への育児支援を行っています。必要に応じて二次健康診査や医療機関での精密検査、保健センターで実施しているサッちゃん教室（旧ことばの教室（発達相談））を紹介しています。

また、健康診査受診時に養育環境、子育てに関する悩みやストレスの把握を行い、必要に応じて臨床心理士による心の健康相談等紹介をし、虐待の予防・早期発見に努めています。

【課題】

核家族や少子高齢化の進行、地域の関係性の希薄化などにより、育児を取り巻く環境は大きく変化しています。ニーズ調査では94.9%の方は気軽に相談できる人はいる、と答えていますが3.4%の方は相談できる人も場所も無いと答えています。また、子育ての悩みでは「子どもを叱りすぎているような気がする」と38%の方が答え一番多くなっています。

孤立化し、育児の不安や悩みを抱く家庭に対し、関係機関とも密に連携を取りながら、切れ目

のない支援体制を整備していくことが課題となっています。

【施策】

健診前に子育てに関するアンケートを送付し保護者の悩みや育児相談を実施しています。今後も民生・児童委員や主任児童委員、保育園、幼稚園や学校等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実、子育てに関する情報提供の整備を図っていきます。

（３） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）

【現状】

助産師及び保健師が主任児童委員の協力も得て生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。子育て支援に関する情報提供等を行い支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。

【課題】

産後の母体管理において、メンタル面での支援が必要な産婦が増加しています。

【施策】

今後も、出生届等の手続きの際に乳児家庭全戸訪問事業について説明し、事業の周知を図っていきます。また、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るために、助産師、保健師、主任児童委員が連携し対応に努め、ハイリスクな母子に対しては、産後ケア事業として心身のケア、育児のサポートを行い、安心して子育てができる環境を確保できるよう努めていきます。

（４） マタニティ講座（ママパパ学級）の充実

【現状】

妊娠・出産について学び、健やかな子どもを育てていくことを目的に実施しています。平成２４年度までは母親学級でしたが、平成２５年度からはママパパ学級に変更し両親揃って参加しやすい休日に開催しています。また、参加者同士の仲間づくりを支援しています。

【課題】

妊娠届出の減少に加え、産院で母親学級を受講する妊婦が増え本町で実施するママパパ学級の参加者が少ない傾向にあります。

【施策】

妊娠中からお互いをいたわり、夫婦で協力して育児参加できるように、ママパパ学級の内容の充実とPRに努め、近隣市町との合同開催についても検討していきます。また、出産育児という共通の話題を通し、仲間づくりの場として利用してもらえるように働きかけていきます。

第2項 食育の推進

(1) 食に関する学習機会の充実

【現状】

本町では、管理栄養士と食生活改善推進員による親子の食育事業、健康教室、乳幼児健診の際の試食提供などを通して食育の大切さを伝達しています。また平成24年度からは、学童を対象に食育講話・調理実習を、平成30年度からは、小中学生を対象に生活習慣病予防教室を実施しています。

【課題】

ライフスタイルの多様化、食生活の欧米化などにより、小児の肥満・生活習慣病への対策が課題となっています。若い世代のやせ志向といった問題も取りざたされています。またニーズ調査の結果では子育てに関して日頃悩んでいることや気になっていること、と言う問いに対して「食事や栄養に関すること」と回答された方が37.7%あり、二番目に多い結果となっています。そのため小さい頃から発達段階に応じた「食に関する学習の機会や情報提供」を進めることが必要です。

【施策】

全ての保育所（園）、認定こども園において、給食その他保育活動を通して「食育」を推進します。さらに児童・生徒が望ましい食習慣を見につけ、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、小中学校等で栄養教諭を中心とした指導体制の整備や家庭と連携した取り組みの推進を図っていきます。

第3項 学童期・思春期からの保健対策の推進

(1) 性に関する正しい知識の普及

【現状】

心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、性の問題と生命の大切さを認識してもらうため、中学1年生及びその保護者を対象に思春期教室を開催するなど養護教諭と連携し正しい知識の普及を図っています。

【課題】

女性が性に関する正しい知識を取得し、互いの性を尊重する教育の充実と意識啓発を進めていくことが大切です。

【施策】

小学生から中学生にかけて、これまでも性に関する教育は実施してきましたが、今後も保健と教育の現場での連携をさらに充実させ、性教育の推進を図っていきます。

（２） 思春期相談・教育体制の充実

【現状】

本町では、学校と連携し、小中学校への性に関する相談や保護者への情報提供及び相談を実施しています。また、平成14年度より中学生を対象とした思春期教室を実施しています。

【課題】

成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが思春期の特性を十分理解して子どもたちに接することが必要です。

【施策】

思春期の子どもを持つ親の学習機会の提供と支援体制の整備を図るとともに、地域全体で思春期問題に対応できるよう普及啓発に努めます。

（３） 性感染症の学習の充実

【現状】

20歳未満の性感染症（淋病、性器クラミジア感染症等）の罹患率も増加しており、骨盤内感染症、母子感染、不妊症の原因となるなど、生涯を通じて女性の健康を脅かす結果となっています。

【課題】

性感染症に伴う負担は、男女のからだの解剖学的、生理学的な差異から、男性から女性へ感染しやすい傾向があり、また重症化するものが多いことも課題となっています。

【施策】

性感染症に対する学習の機会を設け、実施していきます。また、エイズ等の性感染症等の問題に対応するため、学習時間の拡大や、指導にあたる人材の質の向上に努めていきます。

第4項 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

【現状】

県では、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、総合周産期母子医療センターを核として、総合的な小児医療体制の整備を進めています。

また、夜間の小児一次救急医療を確保するため、平成16年度からは芳賀郡市医師会の協力を得て、芳賀地区急患センターにおいて小児科夜間救急診療を実施しています。

そのほか、本町独自で「いちかいモシモシ相談」ダイヤルを開設し、医師や看護師など医療スタッフによる相談を24時間体制で受け付けています。

【課題】

小児の医療体制の充実については、生活の多様化や女性の社会進出等を背景に、ますます必要性が高まることが予想されています。

【施策】

町内の開業医との連携強化に加え、真岡市休日夜間急患診療所、いちかいモシモシ相談、県で実施しているとちぎ子ども救急電話相談等の周知をしていきます。

(2) 周産期医療体制の充実

【現状】

妊娠後期から出産後1週間までの周産期における中毒症や未熟児の医療体制が不十分であり、高度医療が整っている獨協医科大学付属病院、自治医科大学付属病院で対応しています。

平成30年度より産後1か月の産婦への健診費用の助成を開始しており、令和元年度からは産後2週間健診も対象に拡大し、産後うつへの対策を図っています。

【課題】

先天異常等の疾患は、医療技術の進歩から周産期にその大多数の病態把握が可能となり、周産期における治療の重要性が高まっています。

【施策】

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制の確保を図っていきます。また平成31年度より産前産後ケア事業を展開し妊娠から育児期の女性や母子を支援し母子保健の充実に努めています。

第5項 不妊に対する支援

(1) 不妊治療に対する支援

【現状】

県では平成15年10月1日から「栃木県不妊専門相談センター」が開設され、不妊に関する悩みについて助産師と医師が無料で相談を受けています。さらに不妊や流産に悩む方のためのグループ相談会を開催しています。本町では平成22年4月から不妊治療費の一部を助成し平成27年度より第2子以降の治療も対象としています。

令和6年度からは、不妊治療が保険適用になってことに伴い、これまでの保険適用とならない検査や治療の他、保険適用となる検査や治療の自己負担分に対しても助成を行っています。

【課題】

治療効果が得られない夫婦に対する支援や、治療を受けた後の妊娠・出産に対するサポートなど精神的な支援が求められています。

【施策】

本町の助成対象範囲などのPRを行い、経済的負担の軽減に努めていきます。また、必要時「栃木県不妊専門相談センター」を紹介していきます。

資 料 編

市貝町「子ども・子育て支援事業計画」自己点検に関わる基本的な考え方について

1 自己点検

市貝町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が新たに示した「基本指針」等を踏まえ、平成27年3月に、「市貝町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町の地域特性に応じた幼児教育、保育や子育て支援の充実に取り組んでいるところです。

この「基本指針」では、計画に基づく施策の実施状況等について、子ども・子育て会議において、評価、点検し、改善を図ることが求められています。

これらを踏まえ、市貝町における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況を把握するとともに、分析・評価、改善などの取り組みを「PDCAサイクル表」に基づき実施するものです。

2 対象計画

【子ども・子育て支援事業計画】

- ① 教育・保育に関する計画（6事業）
- ② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）
- ③ 母子保健医療対策（10事業）

3 自己点検表

以下のとおり

4 自己点検方法・評価基準

1) 施策展開・具体的施策（P=Plan）

計画に位置づけられている事業や推進方策、福祉サービスの見込量等の数値目標を記載する。

2) 計画実施状況（D=Do）

計画の内容を踏まえ、事業の実施・進捗の状況、福祉サービスの提供量などを記載する。

3) 計画達成評価（C=Check）

計画に位置づけられている事業や推進方策、福祉サービスの見込量は、少なくとも1年に1回その実績を把握し、施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う。

中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。

【評価基準】

「実践・推進できている」・・・3

- 基準の着目点 ① 計画で新たに位置づけられ予算化され、実践・推進している事業・活動である。
- ② 既存事業・活動として予算の裏付けがあり、既に実践・推進している。

「実践・推進できているが改善が必要」・・・2

- 基準の着目点 ① 計画で新たに位置づけられ予算化されているが、実践・推進のための準備をしている事業・活動である。
- ② 既存事業・活動として予算の裏付けがあり実践・推進しているが、充実・強化の必要がある事業・活動である。

「実践・推進できなかった」・・・1

- 基準の着目点 ① 計画で新たに位置づけられたが、予算化されていない事業・活動である。

4) 今後の取り組み・改善事項 (**A=Action**)

毎年の計画達成評価の結果を踏まえ、改善方法や必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどを記載する。

令和5年度「市貝町子ども・子育て支援事業計画」自己点検表

(PDCAサイクル表)

第1節 教育・保育に関する計画

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取り組み・改善事項等（A）
（1）区域の設定 子ども・子育て支援事業計画においては、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定することとしており、計画では、区域内にバランスよく施設が配置されている現状から、教育・保育提供区域は、市貝町内を1区域として設定している。	計画どおり、町内を1区域として設定している。	3	人口構造、地域特性等を分析し施設整備等を検討していく。
（2）保育の必要性の認定 保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案し、総合的に判断を行う。	計画どおり、保育の認定にあたっては、計画に定める保育を必要とする事由、優先すべき事情を勘案し、総合的に認定判断を行っている。	3	引き続き、公平・公正な保育認定に努める。
（3）教育・保育に関する量の見込み及び確保内容 保護者の就労の多様化や核家族化により、低年齢児の保育ニーズが高くなっていることから、需要に応じた提供体制を確保する。	町内2つの保育園を認定こども園へ移行し、ニーズに応じた教育・保育の提供を実施中。また、令和3年度にかみねの森認定こども園の造設工事を実施し、ニーズに応じた利用定員の設定を行った。	3	子ども・子育て支援事業計画に基づき、受け皿となる施設の利用定員の確保に努めていく。

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保 就学前の子どもに対する質の高い教育・保育の提供を推進するため、研修や各施設相互の交流等を推進するとともに、幼保小連絡会を中心に、関係職員が連携し、共通理解を図ることで、小学校就学を見据えた教育保育の連続性・一貫性を確保する。	幼保小連絡会議を開催し、幼保小間における調整を行い円滑な小学校就学を支援している。 また、就学支援シートを活用した円滑な就学を支援している。	3	今後も幼保小間の連携強化を図り、子ども一人ひとりに適した就学支援を推進することで教育・福祉の振興に努める。
(5) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策 育児休業中の保護者に対してきめ細かな情報提供に努めるとともに、計画的な教育・保育施設の整備に取り組む。	育児休業明けの保育等の利用については、概ね保護者の希望に沿った利用調整を図ることができる。	3	育児休業明けの年度途中入所を想定し、各保育施設等と連携しながら中長期的な入所定員の管理に努めていく。
(6) 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する県との連携 児童虐待防止やひとり親家庭の自立支援、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実については、県の施策との連携を図るとともに、各種研修会に参加することにより、職員の能力向上に努め、実情に応じた子育て支援を展開する。	児童相談所をはじめ、各関係機関と連携し、児童虐待防止・早期発見に取り組むほか、ひとり親家庭の自立支援については、県の就労相談事業や貸付相談事業につなげるなど連携を図っている。また、ひとり親家庭医療費助成事業や児童扶養手当(ひとり親手当)の支給を通し、ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図っている。	3	今後も要保護児童対策地域協議会における児童相談所をはじめとした各関係機関の連携強化を図り、こども一人ひとりの実情に応じた子育て支援を推進する。 改正児童福祉法により設置が努力義務とされている「こども家庭センター」の設置に向けて検討を進めていく。

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成 評価（C）	今後の取組み・改善事項等 （A）
（１）利用者支援に関する事業 子育て中の親子や妊婦などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。	こども未来課に相談窓口を設置し、子育て支援事業についての情報提供や関係機関との連絡調整を行っている。 平成２９年度から健康福祉課に子育て世代包括支援センターを設置し、兼任の保健師を配置している。また、妊娠期から母親のメンタル面や養育環境の把握に努め、必要に応じた支援を実施している。	3	必要時は医療機関や要対協等への情報提供を行い、多職種との連携を図りつつ対象者の支援を行っていく。 令和元年度より産前産後ケア事業を展開し妊娠から育児期の女性や母子への支援体制の強化を図っていく。
（２）時間外保育事業（延長保育） 保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等の確保ため、保育所及び認定こども園等において通常の利用時間を超えて保育を行う。	計画どおり事業を実施しており、令和４年度末までの実績では、町内すべての施設で事業を実施しており、延べ2,487人の児童が利用している。	3	保護者の就労形態の多様化等に伴い、延長保育事業に対するニーズは高いため、各保育施設には事業を継続的に行えるよう、国の補助事業等を活用した財政的支援を行い、事業を推進していく。
（３）子育て短期支援事業 保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う。	少ないニーズに対してもきめ細かく対応するため、予算措置はしているものの現在までに利用希望者はいない状況となっている。現在、ニーズに対し迅速な対応ができるよう、施設と連携体制を図っている。	3	利用者支援事業により、アウトリーチを実施するとともに、関係施設との連携強化に努めていく。 令和６年度より、保護者が子どもとともに利用できる母子利用型施設との提携を計画している。
（４）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	市塙保育所内において、「子育て支援センター こあらぐみ」を設置してお	3	各種イベントや講習会などの更なる充実を図るとともに、町ホームページやパンフ

乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、地域の子育て関連情報の提供、助言、講習等の援助を行う。	り、令和4年度実績では、親子合わせて延べ182名が利用している。また、月の活動計画などを町ホームページに掲載するなど周知を図っている。		レット等を活用し事業の周知に努め利用促進を図る。 また、ニーズ調査結果等を踏まえ、センターの新設も視野に入れた誰もが利用しやすい施設のあり方について検討を進める。
(5) 一時預かり事業	町内の各保育施設において、事業を実施しており、令和4年度実績では、保育所や幼稚園などに在籍していない児童分で延べ127名の利用があり、認定こども園等に在籍する教育認定児童分で延べ559人の利用実績となっている。	3	利用者支援事業や子育て支援センター・ファミリーサポートセンター事業などを活用し、対象者に的を絞った事業周知に努め利用促進を図っていく。 また、ニーズに対応できるよう受入側である各保育施設等の受入れ体制の強化を支援していく。
(6) 病児・病後児保育事業	病児保育事業については、宇都宮市との協定により、済生会宇都宮病院病児保育施設「おはなほいくえん」を広域利用できる体制を整えており、令和5年度上半期の実績は2件となっている。	3	保護者からは「遠くて使いにくい」といった声もあることから近隣施設との提携も視野に入れる必要がある。 また、令和6年度より町立保育所に看護師を配置して医療的ケアの必要な幼児の受入を開始予定。
(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	計画どおり、町内の各小学校区において、放課後児	3	保護者の家族形態や就労形態の多様化に伴い、次期計画

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び場や生活の場を与え、健全な育成を図る。	童クラブを設置し、児童の放課後の居場所づくりに努めている。令和5年4月現在、各小学校区に合計6つのクラブがあり、合計267名の児童が利用している状況となっている。 また、赤羽小学校区では、7月に「サシバ未来館」の施設が完成し、受け入れ体制が整備された。		策定に係るニーズ調査結果等を踏まえ、受け皿の確保について、適切に計画に位置付け、計画的な事業運営に努めている。 課題として、みどりの森への転入者が多く、市塙学童の児童数が増加傾向にあり、現在の施設では飽和状態にあることから、令和6年度に小学校敷地内に施設を整備予定
(8) ファミリーサポートセンター事業 育児の支援を受けたい人（利用会員）と育児の支援が行える人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を図り、放課後の一時預かりや緊急時の一時預かり等を行う。	平成28年9月に市貝町ファミリーサポートセンターを設立し、平成30年12月からは、民間事業者のノウハウを活用し、センターの更なる充実を図るため、民間委託により事業を行っている。 また、利用料が負担となる家庭もあることが想定されるため、令和4年度よりひとり親世帯を対象とした利用料の助成を開始した。令和5年度より障害を持つ世帯も加えた。	3	今後も事業の周知に努めるとともに、提供会員を対象とした講習会等を充実させ、安心してこどもを預けることができる環境の整備を推進する。
(9) 妊婦健康診査	妊娠届出書を提出した	3	平成30年度より産後1カ

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う。	者に対し、妊婦健診14回分の助成券を配布。配布者は35名（令和6年1月現在）。また、妊娠届出時の週数をみると、妊娠初期の者がほとんどであり、未妊健で飛びこみ出産も居ない状況である。		月健診費、令和元年度より産後2週間健診費の助成を開始した。また、エジンバラ産後うつ質問票を導入し、産後2週間健診、産後1か月健診時に実施している。さらに令和元年度より産前産後ケア事業を展開し、妊娠期のみではなく育児期の母親への支援体制の強化を図っていく。
(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境を把握し、継続的な支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業による支援につなげる。	第1子は、助産師、第2子以降は保健師・主任児童委員が訪問を実施。訪問時に児および母親とその家族の状態把握、育児相談に加え、子育て支援センター、保健センターでの健康相談、各種乳幼児教室について情報提供している。また育児不安が強い保護者、児の体重の増えが悪い場合等は引き続き訪問、電話、乳幼児健診でフォローを行っている。	3	今後も訪問時の状況について、助産師、保健師、主任児童委員間で情報共有を密にし、育児に対する不安軽減に努めていく。また、訪問状況をアセスメントし状況に応じて養育支援事業につなげ、主任児童委員や関係各課と連携し支援にあたっていく。
(11) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもの養育支援を必要とする家庭を保健師等が訪問し、助言・指導を行	3	担当地区の民生委員との連携を強化し、見守り体制の強化に努める。

子育てに対する不安や孤立感を抱える家族や、様々な原因で養育支援が必要となってくる家庭を訪問し、個々の家庭が抱える養育上の問題の解決、軽減を図る。	っている。また、民生委員と学校との懇談会等をおし、お互いの連携を図っている。 平成29年度からは、総合相談支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、子ども及び保護者への相談や支援を行っている。		必要に応じて基本的な生活習慣の助言、育児不安の傾聴を行い、保護者への支援を行っていくことで虐待防止にもつなげていく。
(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 幼稚園や保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の施設の設置又は運営を促進する。 新規事業のため、国の動向などを踏まえ事業の実施について検討する。	実施していない	—	子どもの数の減少等もあり量の見込みに対する提供体制が確保されていることから当面事業の実施は行わない。
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の物品の購入に必要な費用や、行事への参加に必要な費用等の上乗せ徴収を行う場合、保護者世帯の所得の状況に応じて、その費用を助成する。 新規事業のため、国の動向などを踏まえ事業の実施について検討する。	令和元年10月からスタートした保育料無償化に合わせ、新制度未移行幼稚園への副食費等補足給付事業を実施している。	3	令和2年度の次期計画に盛り込み、今後の国の動向を踏まえ事業の内容を精査していく。

第3節 母子保健医療対策の充実

施策展開・具体的施策 (P)	計画実施状況 (D)	計画達成評価 (C)	今後の取組み・改善事項等 (A)
(1) 妊娠期からの健康の確保と知識の普及啓発 母子健康手帳交付時に行うアンケート調査に基づき、個別支援が必要な妊産婦には家庭訪問等を実施するとともに、妊産婦健康診査や妊産婦医療費助成の制度の周知を行う。また、健やかな子どもを育てるために妊娠中の生活や出産後の育児についてマタニティ講座にて啓発し、参加者同士の交流を推進する。	母子健康手帳交付時に、妊娠期の体の変化や食事等についてのパンフレットを配布や保健師による面接を実施。 家庭環境、現在の体調、困っていることなどについて聞き取りを実施し、妊娠中の健康管理の助言に加え、医療費助成制度などの説明を実施している。妊娠後期にはすべての妊婦に対し電話や訪問による聞き取りを実施し、現在抱えている不安や困っていることについて助言などの支援を行っている。	3	母子手帳交付時の面接や妊娠後期の電話等による面接を引き続き行い、朝食欠食や喫煙歴がある等ハイリスク項目に該当する妊婦に対し指導を行っていく。また、メンタル面での心配がある場合は、適宜電話連絡や家庭訪問を実施する。 令和元年度からは、妊娠届出時に「子育て手帳」の配布を行い、妊娠期から子育てをしていくうえでの情報を発信し知識の普及を図る。
(2) 乳幼児健康診査・療育相談体制の充実	乳幼児健康診査の際に、事前に子育てに関するアンケートを送付。健診当日に記載内容を確認しながら、育児相談を実施。必要時、臨床心理士による健康相談を紹介し、支援につなげている。 また、乳幼児健診時発達の遅れのみられた児や保護者から相談のあった児について	3	事前にアンケートを取ることで保護者の悩みに対して具体的に相談に乗ることができている。また、臨床心理士による健康相談についても、子

主任児童委員や保育園、幼稚園や学校等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実、子育てに関する情報提供体制の整備を行う。	では、県東健康福祉センターで実施している二次健診や専門医療機関を紹介。さらに必要時に療育手帳の取得、町で実施している個別療育支援につなぎ、経過について保育園・幼稚園などと情報共有を図り支援を実施している。平成30年度より新生児聴覚検査費の助成を開始し疾病の早期発見、早期治療への支援を行っている。		を持つ保護者の利用がある状況であるため今後も継続し相談体制の充実を図る。 療育相談体制についても現在同様に必要な機関同士連携を図り児童と保護者の支援にあたっていく。
(3) マタニティ講座(ママパパ学級)の充実	町の保健サービスについての説明に加え、助産師からの妊娠中の生活についての説明、妊婦体験、赤ちゃん抱っこ体験等、参加者の交流や母親のみならず父親も一緒に妊娠出産について学べる場をつくることを重視した内容で実施を計画している。 しかし産科で両親学級を受講する者が多く、対象者全員に通知を出しているが参加者が少ないのが現状である。 今年度は9月に実施し、2組が参加した。 3月にも実施予定	3	産科での両親学級もある中、両親学級の受講希望者がいるので今後も教室を継続し、妊娠期から育児期の支援体制の強化を図っていく。 特にベビーモデルを用いての沐浴体験が好評であった。今後も参加者のニーズに沿った講座を開催していく。
(4) 食に関する学習機会の充実	乳幼児健診の際に、食生活改善推進員によるおやつやレシピの配布、おやつや飲み物に含まれる糖分やカロリーの情報提供を実施。また、管理栄養士と共に児童や子育てサークル等で食育講話・調理実を数回実施。	3	今後も食に関する学習を実施し正しい食に関する知識の普及啓発に努めていく。
(5) 性に関する正しい	中学2年生を対象に思春期教室を開	3	命の大切さについ

知識の普及	催。芳賀赤十字病院と連携し助産師及び保健師から思春期の男女の心や体の変化や命の誕生の過程等を学び、命の大切さや家族への感謝の心を育む機会となっている。また、小学校においても、助産師による命の授業を実施し、命の大切さを学ぶ機会の提供を図っている。		て改めて学ぶ機会になったと中学生及び保護者より高評価をいただいている。今後とも養護教諭と連携し性に関する正しい知識の普及に努めていく。
保健と教育の現場での連携を充実させるなど、性教育の更なる推進を図る。			
(6) 思春期相談・教育の充実	令和元年11月25日に中学校全校生徒を対象に思春期教室を開催。芳賀赤十字病院と連携し助産師及び保健師から思春期の男女の心や体の変化や命の誕生の過程等を学び、命の大切さや家族への感謝の心を育む機会となっている。また、小学校においても、助産師による命の授業を実施し、命の大切さを学ぶ機会の提供を図っている。	3	命の大切さについて改めて学ぶ機会になったと中学生及び保護者より高評価をいただいている。今後とも養護教諭と連携し性に関する正しい知識の普及に努めていく。
思春期の子どもを持つ親の学習機会の提供と支援体制の整備を図るとともに、地域全体で思春期問題に対応できるよう普及啓発に努める。			
(7) 性感染症の学習の充実	中学校では、世界エイズデーに合わせて全校生徒を対象に芳賀赤十字病院と連携し、助産師による講演会などを実施しており、エイズを含めた性感染症について理解を深めている。	3	今後とも引き続き養護教諭と連携し、性感染症の正しい知識の普及に努めていく。
性感染症に対する学習の機会を設けるとともに、指導にあたる人材の質の向上に努める。			
(8) 小児医療の充実	現在、町内の小児科が少なく近隣市町にかかりつけ医をつくり、予防接種等行うものが半数以上いる状況となっている。平成31年4月1日から「芳賀地区急患センター」に代わり「真岡市休日夜間急患診療所」が開院したので連携体制を検討していく。 また、「いちかいもしもし相談」は、	2	芳賀郡内に小児科を主とする病院があるのは、現在真岡市のみとなっている。小児科の誘致に向け検討を進めていく。 また、いちかいもしもし相談やとちぎ子

町内の開業医との連携強化に加え、真岡市休日夜間急患診療所、いかいもしもし相談等の周知を図る。	令和6年度1月までに、延べ307件ほどの相談を受け付けており、うち19件は乳幼児に関する相談となっている。		ども救急電話相談、真岡市休日夜間急患診療所等について情報提供を行い、適切な医療を受けることができるよう周知していく。
(9) 周産期医療体制の充実 胎児が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院と高度の医療機関との連携体制の確保を図る。	現在、一般の産科病院と高度の医療機関との連携は取れており、町も含め情報を共有し、対象者への支援を行えている。平成30年度より産後1カ月の産婦へ健診費用の助成を開始した。また、エジンバラ産後うつ質問票を活用し産後の母親への支援を強化し産後うつへの対策を図っている。	3	産後2週間、1ヵ月健診の際に医療機関でエジンバラを実施。エジンバラが高い方は、医療機関と連携を取り、支援体制の強化を図っていく。
(10) 不妊治療に対する支援 町の助成制度の周知に努め、経済的負担の軽減に努めるとともに、栃木県不妊専門相談センターの紹介を行う。	令和4年度より特定不妊治療が保険適用となったことを受け、町では従来の制度を改正し、令和6年度より助成対象となる治療を保険診療適用外の診療費及び検査費に、保険診療適用となる診療費及び検査費を加えた。 令和6年度では1月現在、2件の不妊治療の申請を受け付けている。(うち1件は妊娠・出産に結びついており母子手帳の交付を行っている。)	3	今後も不妊治療の助成制度を町広報やホームページ等でPRするとともに、必要に応じて不妊相談センターの紹介を行っていく。

市貝町子ども・子育て会議条例

(平成25年条例第25号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条 1項の規定に基づき、市貝町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

市貝町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	氏 名	所 属	備 考
1	小 花 唯 男	NPO 法人日本地域福祉研究所理事 会長	
2	小 森 祥 一	市貝町教育長、副会長	
3	荒 井 和 一	文教経済常任委員会委員長	
4	大 貫 芳 雄	市貝町民生委員協議会会長	
5	神 原 千代美	市貝町主任児童委員	
6	永 嶋 弘 典	市貝町校長会長	
7	柏 昌 彦	市塙保育所保護者会長	
8	檜 山 裕 子	市塙保育所長	
9	櫻 井 奈津子	かみねの森認定こども園長	
10	佐 藤 広 志	学校法人市貝学園理事長	
11	永 山 良 一	放課後児童健全育成事業者代表	
12	中 井 誠 司	赤羽学童クラブ保護者会代表	
13	永 島 朋 子	NPO法人いちかい子育てネット羽ばたき理事長	

事務局

1	川 上 和 幸	こども未来課長	
2	片 岡 和 也	こども未来課こども育成係長	
3	岡 田 明 子	こども未来課こども育成係	
4	石 谷 翔 子	こども未来課こども育成係	
5	黒 須 優 紀	町民くらし課健康づくり係 保健師	

市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 超少子・高齢社会が現実なものとなって行く下で、地方分権が推進されてきており、高齢者、障害者及び児童の福祉の向上について、従来のように国や都道府県にならって個別に計画を策定し、施策を講ずることには、自ら限界が認められる。

近年、地域における相互扶助システムが十全に機能しなくなったと言われる中で、高齢者、障害者及び児童が住み慣れた地域において、安全で安心して、豊かにいきいきと生きがいを持って暮らして行けるようにすることは、行政の喫緊の課題である。

そこで、市貝町地域福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画、市貝町障害者福祉計画、及び市貝町子ども・子育て支援事業計画（以下「福祉総合計画」という。）を横断的一体的に策定することとし、必要な事項を調査審議するため、市貝町地域福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉、介護、障害、子ども・子育ての各関係者、学識者及び公募に応じた者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、計画策定が完了する日をもって終了する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、第2条の所掌事務に係る事項について、より詳細な調査、検討を行う必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿福祉課、こども未来課において処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、無償とする

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

市貝町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	氏 名	所 属
1	川 堀 哲 男	市貝町議会議長
2	園 部 弘 子	市貝町議会総務民生常任委員長
3	岡 田 光 子	岡田内科クリニック院長
4	大 貫 芳 雄	市貝町民生委員児童委員協議会会長
5	永 山 良 一	市貝町社会福祉協議会事務局長
6	築 地 月 香	(福) 同愛会 光輝舎施設長
7	小 堀 謙 介	市貝町身体障害者福祉会会長
8	倉 持 久美子	特別養護老人ホーム杉の樹園施設長
9	川 上 光 茂	いちかいシニアアクティブクラブ会長
10	佐 藤 広 志	学校法人市貝学園理事長
11	金 井 昌 子	学識経験者
12	水 沼 桂 子	学識経験者
13	石 川 文 治	学識経験者
14	大 石 剛 史	日本地域福祉研究所 理事
15	山 崎 禎 広	日本地域福祉研究所 研究員
16	呉 恩 恵	日本地域福祉研究所 研究員
17	山 田 詩 織	日本地域福祉研究所 研究員

市貝町地域福祉総合計画策定委員会部会設置要領

(設置)

第1条 市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱第6条の規定に基づき市貝町地域福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画、市貝町障害者福祉計画、及び市貝町子ども・子育て支援事業計画を策定するため、それぞれに部会を設置する。

(組織)

第2条 部会は、町長が指名する者をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長1人を置き、会議の座長を務める。

(会議)

第4条 会議は、長寿福祉課又はこども未来課が招集する。

2 会議は、必要に応じ関係者の出席要求、及び関係団体へのヒアリングを行う事ができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、各計画を担当する健康福祉課及びこども未来課において処理する。

(報酬)

第6条 部会に出席した者の報酬は、無償とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

子ども・子育て支援事業計画策定部会名簿

(順不同・敬称略)

番号	氏 名	所 属	備 考
1	小 花 唯 男	部会長 NPO 法人日本地域福祉研究所 理事	
2	小 口 真由美	市貝町立市塙保育所 副所長	
3	安 藤 裕 子	赤羽認定こども園長	
4	井 上 美 佳	認定こども園市貝たいよう幼稚園長	
5	柳 田 サキ子	すぎやまてらす保育園長	
6	杉 田 円	赤羽学童クラブ支援員	
7	北 井 孝 文	市塙学童クラブ支援員	
8	松 岡 あゆみ	小貝学童クラブ支援員 ファミリーサポートセンターアドバイザー	
9	黒 須 優 紀	町民くらし課健康づくり係 保健師	

事務局

1	川 上 和 幸	こども未来課長	
2	片 岡 和 也	こども未来課こども育成係長	
3	岡 田 明 子	こども未来課こども育成係	
4	石 谷 翔 子	こども未来課こども育成係	

市貝町子ども・子育て支援事業計画策定経過

日時	名称	検討内容
令和6年5月13日 ～令和6年5月31日	ニーズ調査	
令和6年11月28日	検討部会	①子ども・子育て支援事業計画自己点検表について ②子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果の概要について
令和7年1月28日	子ども・子育て会議	①第3期子ども・子育て支援事業計画案の承認について
令和7年2月14日 ～令和7年3月7日	パブリックコメント	①第3期子ども・子育て支援事業計画案の発表と意見募集について
令和7年3月	地域福祉総合計画 進行管理委員会	①第3期子ども・子育て支援事業計画案の承認について

市貝町子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月策定

編集・発行	市貝町こども未来課 〒321-3493 栃木県芳賀郡市貝町大字市塙 1280 番地 TEL0285-68-1119 FAX0285-68-1172
調査・編集	特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 〒111-0053 東京都台東区浅草橋 4 - 20 - 7 山畑ビル 2 階 TEL03-5839-2799